

HS品目表の2022年 改正(HS2022)の概要



財務省関税局・税関

改正の概要

我が国の関税率表はHS品目表に基づいて作成されている。HS品目表は技術革新による新規商品の登場等に対応するため、概ね5年毎に大幅な改正が行われ、次期HS品目表(HS2022)は2022年(令和4年)1月1日に発効予定。

同品目表の改正に際しては、HS条約締約国や国際機関から提案・要請された下記の内容を盛り込んだ見直しが行われた。

● 社会的要請を受けた改正

- 国連食糧農業機関(FAO)による提案: 食用の昆虫、木材及びその製品の分類明確化
- ロッテルダム条約事務局による提案: 同条約対象物質である化合物に係る改正
- オゾン事務局による提案: モントリオール議定書が規制するオゾン層破壊物質に係る改正
- バーゼル条約事務局による提案: 電気電子機器のくずに係る改正 等

● 国際貿易の態様の変化及び明確化

- ヨーグルトの範囲拡大
- 微生物性の油脂の分類明確化
- 炭素繊維及びその製品
- 貿易量僅少による削除 等

(※) 上記区分は便宜上のものです。

改正の概要

● 新規商品の分類明確化

- 加熱式たばこ、電子たばこ
- 3Dプリンター
- スマートフォン 等

● 技術革新を踏まえた分類明確化

- 耐火セラミック関連
- プラスチックを積層した紡織用繊維の織物類等
- ガラス繊維及びその製品
- 発光ダイオード(LED)、半導体デバイス
- 電離放射線関連機器 等

● その他の分類明確化

03類の粉・ミール・ペレット、プラセボ(偽薬)、SPF(トウヒ・マツ・モミ)、62. 01項と62. 02項の構造を整合化、自動車用の窓、卑金属及びその製品に関連する用語の意義(棒・線・型材・管 他)、フラットパネルディスプレイモジュール 等

(※) 上記区分は便宜上のものです。

【参考】HS2022で新設される項(8つ)

03.09 魚等の粉、ミール及びペレット

24.04 たばこ等を含有する物品(電子たばこ等)

38.27 炭化水素のハロゲン化物を含有する混合物

84.85 積層造形用の機械(3Dプリンター)

85.24 フラットパネルディスプレイモジュール

85.49 電気電子機器のくず

88.06 無人航空機(ドローン)

88.07 航空機の部分品

(※)上記記載は、具体的物品をイメージし易いように、
項の規定に若干のアレンジを加えて示しています。

※削除される項は以下の2つ

81.07 カドミウム及びその製品(貿易量僅少による)

88.03 航空機の部分品(88.07項新設に伴うもの)

【参考】貿易額僅少により統廃合されるもの①

貿易額僅少のため、号を統廃合するもの。

- ✓ 地球儀
- ✓ 石綿繊維関連
- ✓ ニッケル・鉄蓄電池
- ✓ 一眼レフカメラ等
- ✓ 漂白していないテリータオル地等
- ✓ カドミウム
- ✓ 留守番電話装置
- ✓ 時計の部分品のばね 等

HS2022		HS2017	
49.05	地図、海図その他これらに類する図(製本したもの、壁掛け用のもの、地形図及び地球儀、天球儀その他これらに類するものを含むものとし、印刷したものに限る。) (削 除) (削 除) <u>4905.20</u> 一製本したもの <u>4905.90</u> 一その他のもの	49.05	地図、海図その他これらに類する図(製本したもの、壁掛け用のもの、地形図及び地球儀、天球儀その他これらに類するものを含むものとし、印刷したものに限る。) <u>4905.10</u> 一地球儀、天球儀その他これらに類するもの <u>4905.91</u> 一その他のもの <u>4905.99</u> 一製本したもの 一その他のもの
58.02	テリータオル地その他のテリー織物(第58.06項の細幅織物類を除く。)及びタフテッド織物類(第57.03項の物品を除く。) <u>5802.10</u> 一テリータオル地その他のテリー織物(綿製のものに限る。) (削 除) (削 除) (省 略)	58.02	テリータオル地その他のテリー織物(第58.06項の細幅織物類を除く。)及びタフテッド織物類(第57.03項の物品を除く。) 一テリータオル地その他のテリー織物(綿製のものに限る。) <u>5802.11</u> 一漂白していないもの <u>5802.19</u> 一その他のもの (同 左)
68.12	石綿繊維(加工したものに限る。)、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物並びにこれらの混合物又は石綿の製品(例えば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガasket。補強してあるかないかを問わないものとし、第68. 11項又は第68. 13項の物品を除く。) (省 略) 一その他のもの (省 略) (削 除) (削 除)	68.12	石綿繊維(加工したものに限る。)、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物並びにこれらの混合物又は石綿の製品(例えば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガasket。補強してあるかないかを問わないものとし、第68. 11項又は第68. 13項の物品を除く。) (同 左) 一その他のもの (同 左) <u>6812.92</u> 一紙、厚紙及びフェルト <u>6812.93</u> 一ジョイント用の圧縮した石綿繊維(シート状又はロール状のものに限る。)
6812.99	一その他のもの	6812.99	一その他のもの

【参考】貿易額僅少により統廃合されるもの②

HS2022		HS2017	
74.19	その他の銅製品 (削 除)	74.19	その他の銅製品
7419.20	― 鑄造、型打ち又は鍛造をしたもの(更に加工したものを除く。)	7419.10	― 鎖及びその部分品 (新 規)
7419.80	― その他のもの (削 除)	7419.91	― その他のもの ― 鑄造、型打ち又は鍛造をしたもの(更に加工したものを除く。)
	(削 除)	7419.99	― その他のもの
	(削 除)	81.07	カドミウム及びその製品(くずを含む。)
	(削 除)	8107.20	― カドミウムの塊及び粉
	(削 除)	8107.30	― くず
	(削 除)	8107.90	― その他のもの
	←81.12項に移行		
85.07	蓄電池(隔離板を含むものとし、長方形(正方形を含む。)であるかないかを問わない。)	85.07	蓄電池(隔離板を含むものとし、長方形(正方形を含む。)であるかないかを問わない。)
	(省 略)		(同 左)
	(削 除)	8507.40	― ニッケル・鉄蓄電池
	(省 略)		(同 左)
85.19	音声の記録用又は再生用の機器	85.19	音声の記録用又は再生用の機器
	(省 略)		(同 左)
	(削 除)	8519.50	― 留守番電話装置
	(省 略)		(同 左)
90.06	写真機(映画用撮影機を除く。)並びに写真用のせん光器具及びせん光電球(第85.39項の放電管を除く。)	90.06	写真機(映画用撮影機を除く。)並びに写真用のせん光器具及びせん光電球(第85.39項の放電管を除く。)
	(省 略)		(同 左)
	― その他の写真機		― その他の写真機
	(削 除)	9006.51	― 眼レフレックスのもの(幅が35ミリメートル以下のロールフィルムを使用するものに限る。)
	(削 除)	9006.52	― その他のもの(幅が35ミリメートル未満のロールフィルムを使用するものに限る。)
9006.53	― 幅が35ミリメートルのロールフィルムを使用するもの	9006.53	― その他のもの(幅が35ミリメートルのロールフィルムを使用するものに限る。)
	(省 略)		(同 左)
91.14	その他の時計の部分品	91.14	その他の時計の部分品
	(削 除)	9114.10	― ばね(ひげぜんまいを含む。)
	(省 略)		(同 左)

食品等

かつおの学名（第3類）

かつおの学名は、現行テキストの「エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス（Euthynnus (Katsuwonus) pelamis）」ではなく「カツオヌス・ペラミス（Katsuwonus pelamis）」が正しいため、これに改正するもの

HS2022		HS2017	
03.02	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。） （省 略） 一まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（ <u>カツオヌス</u> ・ペラミス）（第0302.91号から第0302.99号までの食用の魚のくず肉を除く。） （省 略） 0302.33 一かつお（ <u>カツオヌス・ペラミス</u> ） （省 略）	03.02	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。） （同 左） 一まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（ <u>エウティヌス（カツオヌス）</u> ・ペラミス）（第0302.91号から第0302.99号までの食用の魚のくず肉を除く。） （同 左） 0302.33 一かつお （同 左）
03.03	魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04の魚のフィレその他の魚肉を除く。） （省 略） 一まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（ <u>カツオヌス</u> ・ペラミス）（第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。） （省 略） 0303.43 一かつお（ <u>カツオヌス・ペラミス</u> ） （省 略）	03.03	魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04の魚のフィレその他の魚肉を除く。） （同 左） 一まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（ <u>エウティヌス（カツオヌス）</u> ・ペラミス）（第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。） （同 左） 0303.43 一かつお （同 左）
03.04	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。） （省 略） 一その他の魚のフィレ（冷凍したものに限る。） （省 略） 0304.87 一まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（ <u>カツオヌス</u> ・ペラミス） （省 略）	03.04	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。） （同 左） 一その他の魚のフィレ（冷凍したものに限る。） （同 左） 0304.87 一まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（ <u>エウティヌス（カツオヌス）</u> ・ペラミス） （同 左）

いたやがい(第03.07項)

HS2022

03.07		軟体動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)及びくん製した軟体動物(殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)
0307.21	100	(省 略) — スキャロップ及びその他のいたやがい科の軟体動物 — 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの — — ペクテン属、クラミウス属又はプラコペクテン属のもの(基10%) — — — その他のもの 210 — — — 貝柱(基10%) 290 — — — その他のもの(基10%、協7%)
0307.22	100	— 冷凍したもの — — ペクテン属、クラミウス属又はプラコペクテン属のもの(基10%) — — — その他のもの 210 — — — 貝柱(基10%) 290 — — — その他のもの(基10%、協7%)
0307.29	600	— その他のもの — — くん製したもの(基9.6%、協7%) — — — その他のもの 210 — — — ペクテン属、クラミウス属又はプラコペクテン属のもの(基10%) — — — — その他のもの 291 — — — — 貝柱(基15%) 299 — — — — その他のもの(基15%、協10.5%) (省 略)

HS2017

03.07		軟体動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)くん製した軟体動物(殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)
0307.21	000	(省 略) — スキャロップ(ペクテン属、クラミウス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。) — 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの(基10%)
0307.22	000	— 冷凍したもの(基10%)
0307.29	500	— その他のもの
	200	— — くん製したもの(基9.6%、協6.7%) — — — その他のもの(基15%) (省 略)
0307.91	010	— その他のもの(軟体動物の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)を含む。) — 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの — — 貝柱(基10%) — — — その他のもの
	091	— — — スキャロップ(いたやがい科のもの)
	092	— — — しじみ(基10%、協7%)
	099	— — — その他のもの
0307.92	110	— 冷凍したもの — — 貝柱(基10%) — — — その他のもの
	131	— — — スキャロップ(いたやがい科のもの)
	132	— — — しじみ(基10%、協7%)
	139	— — — その他のもの
0307.99		— その他のもの — — くん製したもの — — — スキャロップ(いたやがい科のもの)及び貝柱(基9.6%、協6.7%)
	290	— — — — その他のもの
	290	— — — — その他のもの
	330	— — — — 貝柱(基15%) — — — — その他のもの
	320	— — — — スキャロップ(いたやがい科のもの)
		(基15%、協10.5%)
	399	— — — — — その他のもの



0307.2にいたやがい科の全ての軟体動物を含むよう範囲を拡大

粉、ミール及びペレット(第03.05項から第03.08項まで)

第03.05項から第03.08項(魚、甲殻類、軟体動物、水棲無脊椎動物)に属する粉、ミール及びペレットを、分類の簡素化のため、第03.09項を新設し一括分類

HS2022		HS2017	
第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲(せい)無脊椎(せきつい)動物 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(d)(省 略) 2 (省 略) 3 第03.05項から第03.08項までには、粉、ミール及びペレットで、食用に適するものを含まない(第03.09項参照)。		第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲(せい)無脊椎(せきつい)動物 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(d)(同 左) 2 (同 左) (新 規)	
03.05	魚(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。) 及び くん製した魚(くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。) (削 除) (省 略)	03.05	魚(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。)、くん製した魚(くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。) 並びに魚の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。) 0305.10 一魚の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。) (同 左)
03.06	甲殻類(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、くん製した甲殻類(殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。) 及び 蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類(冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。) 一冷凍したもの (省 略)	03.06	甲殻類(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、くん製した甲殻類(殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類(冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。) 並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。) 一冷凍したもの (同 左)
0306.19	一その他のもの (省 略)	0306.19	一その他のもの (甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。))を含む。) (同 左)
0306.39	一生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの (省 略)	0306.39	一生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの (同 左)
0306.99	一その他のもの (省 略)	0306.99	一その他のもの (甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。))を含む。) (同 左)
03.07	軟体動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。) 及び くん製した軟体動物(殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。) (省 略)	03.07	軟体動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、くん製した軟体動物(殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。) 並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。) (同 左)
0307.9	一その他のもの (省 略)	0307.9	一その他のもの (軟体動物の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。))を含む。) (同 左)
03.08	水棲無脊椎動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。) 及び くん製した水棲無脊椎動物(甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。) (省 略)	03.08	水棲無脊椎動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。)、くん製した水棲無脊椎動物(甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。) 並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット(甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。) (同 左)
03.09	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物の粉ミール並びにペレット(食用に適するものに限る。) 0309.10 一魚のもの 0309.90 一その他のもの		(新 規) (新 規) (新 規)

ヨーグルト(第04.03項)の範囲拡大

市場実態に合わせ、**ヨーグルトの範囲を拡大**するための改正

詳細>> 現行のヨーグルト(第04.03項)の範囲は制限されており、シリアル、コーヒー、コーヒーエクス等が添加されたものは、ミルク調製品として第19.01項に分類。近年、様々なものが添加されたヨーグルトが増加していることを踏まえ、こうしたヨーグルトも第04.03項に分類するよう改正

HS2022		HS2017	
第4類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品 注 1 (省 略) 2 第04.03項においてヨーグルトは、濃縮し又は香味を付けてあるかないかを問わず、砂糖その他の甘味料、果実、ナット、ココア、チョコレート、香辛料、コーヒー若しくはそのエクス、植物若しくはその部分、穀物又はベーカリー製品を加えてあるかないかを問わない。ただし、ミルクの組成分の一部又は全部を置き換えるためにこれらの物品を加えたものではなく、かつ、ヨーグルトの重要な特性を保持しているものに限る。 3～5 (省 略) 6 (省 略)		第4類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品 注 1 (同 左) (新 規) 2～4 (省 略) (新 規)	
04.03	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥してあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。) 並びにヨーグルト	04.03	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥してあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。)
0403.20	ーヨーグルト (省 略)	0403.10	ーヨーグルト (同 左)
		19.01 1901.90	(省 略) その他のもの 1 (省 略) (1)第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。) (2)～(3) (省 略) 2 その他のもの (1)第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品 (2)～(3) (省 略)

食用の昆虫類及びその調製品(第4類、第16類)

国連食糧農業機関(FAO)による提案

昆虫食は世界的な需要が高まっているが、現行HSには明確な分類が存在しないことから、食用の昆虫類を第4類(食用の動物性生産品)に、その調製品を第16類(肉等の調製品)に含まれるよう規定を明確化。

HS2022	
第2類 肉及び食用のくず肉	
注	
1 この類には、次の物品を含まない。	
(a) (省 略)	
(b) 食用の生きていない昆虫類 (第04.10項参照)	
(c) (省 略)	
(d) (省 略)	
第4類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	
注	
1～4 (省 略)	
5 この類には、次の物品を含まない。	
(a) 生きていない昆虫類のうち食用に適しないもの (第05.11項参照)	
(b)～(d) (省 略)	
6 第04.10項において「昆虫類」とは、食用の生きていない昆虫類(全形のもの又は部分的なもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。)並びに昆虫類の粉及びミールで食用に適するものをいう。ただし、同 項には、その他の方法により調製をし又は保存に適する処理をしたものを含まない(主として第4部に属する。)	
04.10	昆虫類その他の食用の動物性生産品(他の項に該当するものを除く。)
0410.10	一 昆虫類
0410.90	一 その他のもの
第16類 肉、魚、甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物又は昆虫類の調製品	
16.01	ソーセージその他これに類する物品(肉、くず肉、血又は昆虫類から製造したものに限る。)及びこれらの物品をもととした調製食料品
1601.00	
16.02	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉、血及び昆虫類

食用の昆虫類は、第2類(肉及び食用のくず肉)に分類されないことを明確化

(注) 現在、食用の昆虫類を第2類に分類している締約国あり。



調製された昆虫類(例えば調味付け)(第16類)とそうでない昆虫類(第4類)との棲み分けを明確に規定

食用の動物性生産品の分類に、「昆虫類」を新設。
(注) 我が国は、いなごや蜂の子を現在もここに分類している。

肉等の調製品が含まれる第16類に、昆虫類のものが含まれることを明確化。

一時的な保存に適する処理（第7類、第8類）

「一時的な保存に適する処理」の用語の意義については見解が分かれており、統一的な分類に支障があることから、その用語の意義を明確化。

HS2022		HS2017	
第7類 食用の野菜、根及び塊茎 注 1～4（省 略） 5 <u>第07.11項には、使用に先立って専ら輸送又は貯蔵の間一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもの）で、そのままの状態では食用に適しないもののみを含む。</u>		第7類 食用の野菜、根及び塊茎 注 1～4（同 左） （新 規）	
07.11	一時的な保存に適する処理をした野菜（そのままの状態では食用に適しないものに限る。） （省 略）	07.11	<u>一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）</u> （同 左）
第8類 食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮 注 1～3（省 略） 4 <u>第08.12項には、使用に先立って専ら輸送又は貯蔵の間一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもの）で、そのままの状態では食用に適しないもののみを含む。</u>		第8類 食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮 注 1～3（同 左） （新 規）	
08.12	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（そのままの状態では食用に適しないものに限る。） （省 略）	08.12	<u>一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）</u> （同 左）

ブロッコリー(第0704.10号)

ブロッコリーの分類を明確化するための改正

詳細>> 現行ブロッコリーは、その他のあぶらな属の野菜として第0704.90号に分類。今回、第0704.10号の規定を「カリフラワー及びブロッコリー」に改正

HS2022			HS2017		
07.04		キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	07.04		キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)
0704.10	000	ーカリフラワー <u>及びブロッコリー</u> (基5%、協3%)	0704.10	000	ーカリフラワー (基5%、協3%)
0704.20	000	ー芽キャベツ	0704.20	000	ー芽キャベツ
0704.90		ーその他のもの	0704.90		ーその他のもの
		(削 除)		<u>010</u>	<u>ーブロッコリー</u> (基5%、協3%)
	020	ー結球キャベツ		020	ー結球キャベツ
	030	ーはくさい		030	ーはくさい
	090	ーその他のもの		090	ーその他のもの



しいたけ等(第07.09項、第07.12項)

国連食糧農業機関(FAO)の提案により、しいたけ等の貿易量を把握(注)するため、きのこ及びトリフ、乾燥しいたけの細分を新設。

(注)FAOは、農林水産品の国際貿易の劇的な増加を踏まえ、非木材林産品のデータを得ることは、収穫レベルの持続可能性、エネルギーバランス等を推測するために重要とし、①食用昆虫、②しいたけ等、③松の実、④アフリカンチェリーの樹皮の細分新設を要望。

HS2022			HS2017		
07.09		その他の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。) (省 略) ーきのこ及びトリフ	07.09		その他の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。) (同 左) ーきのこ及びトリフ
0709.51	000	ーきのこ(はらたけ属のもの)(基5%、協4.3%)	0709.51	000	ーきのこ(はらたけ属のもの)(基5%、協4.3%)
0709.52	000	ーきのこ(やまどりたけ属のもの)(基5%、協4.3%)			(新 規)
0709.53	000	ーきのこ(あんずたけ属のもの)(基5%、協4.3%)			(新 規)
0709.54	000	ーしいたけ(レンティヌス・エドデス)(基5%、協4.3%)			(新 規)
0709.55	000	ーまつたけ(トリコロマ・マツタケ、トリコロマ・マグニヴェラ、トリコロマ・アナトリクム、トリコロマ・ドウルキオレンス及びトリコロマ・カリガトウム)(基5%、協3%)			(新 規)
0709.56	000	ートリフ (セイヨウショウロ属のもの)(基5%、協3%)			(新 規)
0709.59	000	ーその他のもの(基5%、協4.3%)	0709.59		ーその他のもの
		(削 除)			ーまつたけ及びトリフ
		(削 除)		011	ーまつたけ(基5%、協3%)
		(削 除)		012	ートリフ(基5%、協3%)
		(削 除)			ーその他のもの
		(削 除)		020	ーしいたけ(基5%、協4.3%)
		(削 除)		090	ーその他のもの(基5%、協4.3%)
07.12		乾燥野菜(全形のもの及び切り、碎き又は粉状にしたものに 限るものとし、更に調製したものを除く。) (省 略) ーきのこ、きくらげ(きくらげ属のもの)、白きくらげ(白きくら げ属のもの)及びトリフ	07.12		乾燥野菜(全形のもの及び切り、碎き又は粉状にしたもの に限るものとし、更に調製したものを除く。) (同 左) ーきのこ、きくらげ(きくらげ属のもの)、白きくらげ(白きくら げ属のもの)及びトリフ
0712.31	000	ーきのこ(はらたけ属のもの)(基15%、協9%)	0712.31	000	ーきのこ(はらたけ属のもの)(基15%、協9%)
0712.32	000	ーきくらげ(きくらげ属のもの)(基15%、協9%)	0712.32	000	ーきくらげ(きくらげ属のもの)(基15%、協9%)
0712.33	000	ー白きくらげ(白きくらげ属のもの)(基15%、協9%)	0712.33	000	ー白きくらげ(白きくらげ属のもの)(基15%、協9%)
0712.34	000	ーしいたけ(レンティヌス・エドデス)(基15%、協12.8%)			(新 規)
0712.39	000	ーその他のもの(基15%、協9%)	0712.39		ーその他のもの
		(削 除)		010	ーしいたけ(基15%、協12.8%)
		(削 除)		090	ーその他のもの(基15%、協9%)
		(省 略)			(同 左)



松の実(第08.02項)

国連食糧農業機関(FAO)の提案により、松の実の貿易量を把握^(注)するため、同細分を新設

(注)FAOは、農林水産品の国際貿易の劇的な増加を踏まえ、非木材林産品のデータを得ることは、収穫レベルの持続可能性、エネルギーバランス等を推測するために重要とし、①食用昆虫、②しいたけ等、③松の実、④アフリカンチェリーの樹皮の細分新設を要望

HS2022			HS2017		
08.02		その他のナット(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。) (省 略) ―その他のもの	08.02		その他のナット(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。) (省 略) ―その他のもの
<u>0802.91</u>	<u>000</u>	―殻付きの松の実(基20%、協12%)	<u>0802.90</u>		(新 規)
<u>0802.92</u>	<u>000</u>	―殻を除いた 松の実(基20%、協12%)			(新 規)
<u>0802.99</u>		―その他のもの			(新 規)
	<u>100</u>	――ペカン(基5%、協4.5%)		<u>300</u>	――ペカン(基5%、協4.5%)
	<u>900</u>	――その他のもの(基20%、協12%)		<u>900</u>	――その他のもの(基20%、協12%)

【参考】

松の実は、松ぼっくりの種子の胚乳と呼ばれる部分。煎ったり、揚げたりして加熱し、そのまま食用にするほか、参鶏湯などの薬膳料理、サラダやおかゆのトッピング、ジェノベーゼソースの材料など、世界各地で食される。ビタミンやミネラルが豊富で栄養価が高い。

CODEXとの整合性向上(第08.05項、第20.09項、第22.02項)

HSのテキストをCODEXの分類と整合させるための改正(3つ)。分類変更なし。

※一部は英語と仏語のテキストにも不整合があったため、併せてこれを整合化。

包含関係のグレープフルーツとポメロを並列関係に改正

①～③は全てクランベリーとなっているが、本来①・②と③は別種

⇒クランベリー(①・②)及びこけもも(③)と明確化

CODEXにおいてココナッツジュース(ココナッツウォーター)は果実ジュースに分類される。

⇒CODEXとHS品目表の範囲を整合させるため、ナットのジュースも20.09項に含まれることを明確化

HS2022		HS2017	
08.05	かんきつ類の果実(生鮮のもの及び乾燥したものに 限る。) (省 略)	08.05	かんきつ類の果実(生鮮のもの及び乾燥したものに 限る。) (同 左)
0805.40	ーグレープフルーツ及びポメロ	0805.40	ーグレープフルーツ(ポメロを含む。)
20.08	果実、ナットその他植物の食用の部分(その他の調 製をし又は保存に適する処理をしたものに限るもの とし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えて あるかないかを問わず、他の項に該当するものを除 く。) (省 略)	20.08	果実、ナットその他植物の食用の部分(その他の調 製をし又は保存に適する処理をしたものに限るもの とし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えて あるかないかを問わず、他の項に該当するものを除 く。) (同 左)
2008.93	ーその他のもの(混合したもの(第2008.19号のもの を除く。))を含む。) (省 略)	2008.93	ーその他のもの(混合したもの(第2008.19号のもの を除く。))を含む。)
2008.93	ークランベリー(ヴァキニウム・マクロカルポン 及び ヴァキニウム・オクシココス)及びこけもも(ヴァキニ ウム・ヴィティスイダイア) (省 略)	2008.93	ークランベリー(ヴァキニウム・マクロカルポン、 ヴァキニウム・オクシココス及びヴァキニウム・ヴィ ティスイダイア) (同 左)
20.09	果実、ナット又は野菜のジュース(ぶどう搾汁及び ココナッツウォーターを含み、発酵しておらず、かつ、 アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖そ の他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。) (省 略)	20.09	果実又は野菜のジュース(ぶどう搾汁を含み、発酵 しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに 限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるか ないかを問わない。) (同 左)
(2009.2)	ーグレープフルーツジュース及びポメロジュース (省 略)	(2009.2)	ーグレープフルーツ(ポメロを含む。)
2009.81	ーその他の果実、ナット又は野菜のジュース(二以上 の果実、ナット又は野菜から得たものを除く。) ークランベリー(ヴァキニウム・マクロカルポン、 ヴァキニウム・オクシココス)ジュース及びこけもも (ヴァキニウム・ヴィティスイダイア)ジュース (省 略)	2009.81	ーその他の果実又は野菜のジュース(二以上の果 実又は野菜から得たものを除く。) ークランベリー(ヴァキニウム・マクロカルポン、 ヴァキニウム・オクシココス及びヴァキニウム・ヴィ ティスイダイア)ジュース (同 左)
22.02	水(鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の 甘味料又は香味料を加えたものに限る。)その他の アルコールを含有しない飲料(第20.09項の果実、 ナット又は野菜のジュースを除く。) (省 略)	22.02	水(鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の 甘味料又は香味料を加えたものに限る。)その他の アルコールを含有しない飲料(第20.09項の果実又 は野菜のジュースを除く。) (同 左)

サポニン層を除去したキヌア（第10類）

キヌアは、南米において栽培されるホウレンソウなどと同科の植物であり、キビ、アワなどと同様に雑穀の一つとされる。その表皮を覆うサポニン層を除去したキヌアについて、分類を明確にするための改正

詳細>>キヌアは第1008.50号に分類されるが、第10類（雑穀）は、注において「殻の除去その他の加工をした穀物を含まない。」と規定されている。キヌアのサポニン層は水で洗うだけで除去され、サポニン層が除去されているか否か、又その除去方法は、肉眼で判断することができず、注にいう加工に当たるか否かが明確ではない。分類を容易かつ統一的にするため、サポニン層の除去の有無に関わらず、キヌアを第10類に分類するよう、注の規定を改正するもの

HS2022

第10類 穀物

注

1(A)(省 略)

(B)この類には、殻の除去その他の加工をした穀物を含まない。ただし、第10.06 項には、玄米、精米、研磨した米、つや出した米、パーボイルドライス及び碎米を含み、第10.08 項には、サポニンを分離するために果皮を全部又は部分的に除去したキヌアで、他のいかなる加工もしていないものを含む。

(省 略)

【参考】第10類の各項

- 10.01 小麦及びメスリン
- 10.02 ライ麦
- 10.03 大麦及び裸麦
- 10.04 オート
- 10.05 とうもろこし
- 10.06 米
- 10.07 グレーンソルガム
- 10.08 そば、ミレット及びカナリー
シード並びにその他の穀物
- 1008.50 ーキヌア(ケノポディウム・クイノア)

アフリカンチェリーの樹皮（第12.11項）

国連食糧農業機関（FAO）の提案により、アフリカンチェリーの樹皮の貿易量を把握

（注）するため、同細分を新設。

（注）FAOは、農林水産品の国際貿易の劇的な増加を踏まえ、非木材林産品のデータを得ることは、収穫レベルの持続可能性、エネルギーバランス等を推測するために重要とし、①食用昆虫、②しいたけ等、③松の実、④アフリカンチェリーの樹皮の細分新設を要望。

【参考】アフリカンチェリーとは、アフリカの山林に生育し、伝統的に木材や薬（腹痛、腎疾患、下剤、近年では前立腺肥大症の治療薬）として用いられる。一方でワシントン条約附属書Ⅱに指定され、絶滅を危惧されている。

HS2022			HS2017	
12.11		主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。） （省 略）	12.11	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）
<u>1211.60</u>	<u>000</u>	<u>－アフリカンチェリー（プルヌス・アフリカナ）の樹皮</u> （省 略）		（同 左） （新 規） （同 左）

オリーブ油（第1509.20号等）

国際オリーブ協会（IOC）の提案により、食品の国際規格（CODEX規格）に準じた同協会の貿易規格にHSコードを整合させるため、「エクストラバージンオリーブ油」等を分類する第1509.20号他を新設。

HS2022		HS2017	
第15類 号注 <u>1 第1509.30号において、バージンオリーブ油とは、遊離酸度がオレイン酸換算で100 グラムにつき2.0グラムを超えず、かつ、CODEX ALIMENTARIUS STANDARD 33-1981に定めるバージンオリーブ油の特性に従い、他の種類のバージンオリーブ油の категорияと区別できるものをいう。</u> <u>2（省略）</u>		第15類 号注 （新 規） 1（同 左） 	
15.09	オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしていないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。） （削 除） <u>1509.20</u> <u>—エクストラバージン オリーブ油</u> <u>1509.30</u> <u>—バージンオリーブ油</u> <u>1509.40</u> <u>—その他のバージンオリーブ油</u>	15.09	オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしていないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。） <u>1509.10</u> <u>—バージン油</u> （新 規） （新 規） （新 規）
15.10	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第15.09項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしていないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。） <u>1510.10</u> <u>—粗製の オリーブかす 油</u> <u>1510.90</u> <u>—その他のもの</u>	15.10 <u>1510.00</u>	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第15.09項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしていないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。） （新 規） （新 規）

微生物性の油脂(第15類)

微生物由来の油脂の分類を明確化

HS2022		HS2017	
第3部 動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう		第3部 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう	
第15類 動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう		第15類 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう	
15.15	その他の植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの分別物(ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。) (省 略) <u>1515.60</u> ー微生物性油脂及びその分別物 (省 略)	15.15	その他の植物性油脂及びその分別物(ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。) (同 左) (新 規) (同 左)
15.16	動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの分別物(完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。) (省 略) <u>1516.30</u> ー微生物性油脂及びその分別物 (省 略)	15.16	動物性又は植物性の油脂及びその分別物(完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。) (同 左) (新 規) (同 左)
15.17	マーガリン並びにこの類の動物性油脂、植物性油脂若しくは微生物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品(食用のものに限るものとし、第15.16項の食用の油脂及びその分別物を除く。) (省 略)	15.17	マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品(食用のものに限るものとし、第15.16項の食用の油脂及びその分別物を除く。) (同 左)
15.18 1518.00	動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの分別物(ポイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第15.16項のものを除く。)並びにこの類の動物性油脂、植物性油脂若しくは微生物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品(食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)	15.18 1518.00	動物性又は植物性の油脂及びその分別物(ポイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第15.16項のものを除く。)並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品(食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)

ココアを含有する調製品（第16類・第19.02項VS第18類）①

ココアを含有する調製品の分類を容易にするための改正。

詳細>>

- ✓ 調製品が属する16類と18類の注には、それぞれ物品の組成に関する規定があるが、両者の優先関係を示す明確な基準等がなく、たとえばココアを含有するチリシチュー（牛肉70%）（※）は、16類にも18類にも分類し得る状態。

（※）HS委員会において1602.50号に分類決定。

➡ 18類注に16類を除外する旨を規定。



- ✓ 同様に、18類注は、19.02項を除外しておらず、ココアを含有するパスタ等は18類、19類いずれにも分類し得る状態。

➡ 18類注に19.02項を除外する旨を規定。

現行（HS2017）の規定

第16類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品

注

1（省 略）

2 ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるものは、この類に属する。この場合において、これらの物品の二以上を含有する調製食料品については、最大の重量を占める成分が属する項に属する。前段及び中段のいずれの規定も、[第19.02 項の詰物をした物品及び第21.03 項又は第21.04 項の調製品については、適用しない。](#)

第18類を除外しておらず、ココアを含有する肉等の調製品は、16類に分類可能。

現行（HS2017）の規定

第18 類 ココア及びその調製品

注

1 [この類には、第04.03 項、第19.01 項、第19.04 項、第19.05 項、第21.05 項、第22.02項、第22.08 項、第30.03 項又は第30.04 項の調製品を含まない。](#)

2 第18.06 項には、ココアを含有する砂糖菓子及び、1 の調製品を除くほか、ココアを含有するその他の調製食料品を含む。

第16類を除外しておらず、ココアを含有する肉等の調製品は、18類にも分類可能。

第19.02項（パスタ等）を除外しておらず、ココアを含有するパスタ等を第18類にも分類可能。

↓ 第19類の規定は次頁参照



ココアを含有する調製品（第16類・第19.02項VS第18類）②

現行(HS2017)の規定

第19類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a)ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるもの(第16類参照。第19.02項の詰物をした物品を除く。)

(b) (省 略)

2 (省 略)

3 第19.04項には、完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の6%を超える調製品及び第18.06項のチョコレートその他のココアを含有する調製食料品で完全に覆った調製品を含まない(第18.06項参照)。

4 (省 略)

19類の構成

19.01 ミール等の調製食料品
(ココア含有量40%未満)

19.02 パスタ

19.03 タピオカ

19.04 穀物の調製食料品

19.05 ベーカリー製品



チョコレートベーコン



<H2022改正 新旧対照表>

HS2022

第18類 ココア及びその調製品

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a)ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるもの(第16類参照)

(b)第04.03項、第19.01項、**第19.02項**、第19.04項、第19.05項、第21.05項、第22.02項、第22.08項、第30.03項又は第30.04項の調製品

(省 略)

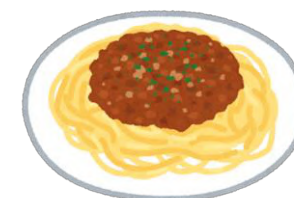
16類との優先
関係を明記

HS2017

第18類 ココア及びその調製品

注

1 この類には、第04.03項、第19.01項、第19.04項、第19.05項、第21.05項、第22.02項、第22.08項、第30.03項又は第30.04項の調製品を含まない。



(同 左)

加熱式たばこ、電子たばこ等(第24.04項(新設))

HS2022 (新:改正後)		HS2017 (旧:現行)	
24.01	たばこ(製造たばこを除く。)及びくずたばこ (省 略)	24.01	(同 左)
24.02	葉巻たばこ、シェルト、シガリロ及び紙巻たばこ(た ばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。) (省 略)	24.02	(同 左)
24.03	その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートた ばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス (省 略)	24.03	(同 左)
24.04	たばこ、再生たばこ、ニコチン又はたばこ代用物若しくはニコチン代用 物を含む物品(非燃焼吸引用の物品に限る。)及びニコチンを含 有するその他の物品(ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。)		(同 左) (新 規)
	— 非燃焼吸引用の物品	例:加熱式たばこ 旧:第2403. 99号	
2404.11	— 一 たばこ又は再生たばこを含むもの	例:電子たばこ 旧:第3824. 99号	(新 規)
2404.12	— 一 その他のもの(ニコチンを含むものに限る。)		(新 規)
2404.19	— 一 その他のもの	例:ニコチンガム 旧:第2106. 90号	(新 規)
	— 一 その他のもの		(新 規)
2404.91	— 一 経口摂取用のもの	例:ニコチンパッチ 旧:3824. 99号	(新 規)
2404.92	— 一 経皮摂取用のもの		(新 規)
2404.99	— 一 その他のもの		(新 規)

<参考>

電子たばこ等の気化用器
具についても、分類が明確
でなかったため、これを分
類する第8543.40号を併せ
て新設。

HS2022		HS2017	
85.43	電気機器(固有の機能を有するものに限 るものとし、この類の他の項に該当するも のを除く。) (省 略)	85.43	電気機器(固有の機能を有するも のに限るものとし、この類の他の 項に該当するものを除く。)
8543.40	— 電子たばこ及びこれに類する個人用の 電気的な気化用器具 (省 略)		(同 左)
			(新 規)
			(同 左)

化 学 品

ドロマイトラミングミックス(第25類、第38類)

耐火セラミックの分野における技術的及び商業的發展を反映し、分類を明確にするための改正

詳細>>第25類に属する「ドロマイトラミングミックス」は、第38類のその他の耐火性化合物と極めて類似していることから、全ての耐火性原材料を同一の項に分類するため、「ドロマイトラミングミックス」を第38類に移行。

第38類 化学工業生産品 **HS2022**

3816.00号

- ・耐火性のセメント及びモルタル
- ・**ドロマイトラミングミックス**
- ・その他の耐火性化合物

第25類 土石類、石灰等 **HS2017**

2518.30号

- ・ドロマイト
- ・**ドロマイトラミングミックス**

HS2022		HS2017	
第25類 塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント 注 1 (省 略) 2 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(d) (省 略) (e) <u>ドロマイトラミングミックス</u> (第38.16項参照) (f)～(k) (省 略) 3、4 (省 略)		第25類 塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント 注 1 (同 左) 2 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(d) (同 左) (新 規) (e)～(ij) (同 左) 3、4 (同 左)	
25.18	ドロマイト(粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形(正方形を含む。)の塊状又は板状に単に切ったものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。) (省 略) (削 除)	25.18	ドロマイト(粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形(正方形を含む。)の塊状又は板状に単に切ったものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。)及び <u>ドロマイトラミングミックス</u> (同 左) 2518.30 <u>ードロマイトラミングミックス</u>
38.16 3816.00	耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品(ドロマイトラミングミックスを含むものとし、第38.01項の物品を除く。)	38.16 3816.00	耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品(第38.01項の物品を除く。)

放射性材料(第28.44項、第28.45項)

テロ対策の観点から、戦略物資と見なされる軍民両用物品のモニタリングを容易にすることを目的として、特定の放射性材料を分類する号を新設するもの。

特定の放射性材料について、以下のとおり、分類細分を新設。

HS2022	
28.44	放射性の元素及び同位元素(核分裂性を有する又は核分裂性物質への転換可能な元素及び同位元素を含む。)並びにこれらの化合物並びにこれらの物品を含有する混合物及び残留物 (省 略) ー放射性元素及び放射性同位元素並びにこれらの化合物(第2844.10号のもの、第2844.20号のもの及び第2844.30号のものを除く。)並びにこれらの元素、同位元素又は化合物を含有する合金、ディスパーション(サーメットを含む。)、陶磁製品及び混合物並びに放射性残留物
<u>2844.41</u>	ートリチウム及びその化合物並びにトリチウム又はその化合物を含有する合金、ディスパーション(サーメットを含む。)、陶磁製品及び混合物
<u>2844.42</u>	ーアクチニウム225、アクチニウム227、カリフォルニウム253、キュリウム240、キュリウム241、キュリウム242、キュリウム243、キュリウム244、アインスタイニウム253、アインスタイニウム254、ガドリニウム148、ポロニウム208、ポロニウム209、ポロニウム210、ラジウム223、ウラン230又はウラン232並びにこれらの化合物並びにこれらの元素又は化合物を含有する合金、ディスパーション(サーメットを含む。)、陶磁製品及び混合物
<u>2844.43</u>	ーその他の放射性元素及び放射性同位元素並びにこれらの化合物並びにこれらの元素、同位元素又は化合物を含有するその他の合金、ディスパーション(サーメットを含む。)、陶磁製品及び混合物
<u>2844.44</u>	ー放射性残留物
28.45	同位元素(第28.44項のものを除く。)及びその無機又は有機の化合物(化学的に単一であるかないかを問わない。) (省 略)
<u>2845.20</u>	ーほう素10を濃縮したほう素及びその化合物
<u>2845.30</u>	ーリチウム6を濃縮したリチウム及びその化合物
<u>2845.40</u>	ーヘリウム3 (省 略)

有機化学品に添加が許容されるものの追加（第29類）

商品実態を反映し、有機化学品（第29類）に添加が許容されるものに「催吐剤」を追加するもの。

詳細>第29類に分類される有機化学品は、類注において添加が許容されるもの（保存のための安定剤等）を規定しており、その範囲を超えて何等かの物質が添加されたものは第38類等に分類される。

HS委員会において、催吐剤、着色剤及び香気性物質を含むパラコートが検討され、（本来第29類に分類するものであるが）催吐剤が第29類で添加が許容される物質ではないため、第3808.93号（除草剤）に分類されていた。パラコートは、安全のために通常催吐剤を添加する必要があるため、今般、こうした物質を正しく分類できるようにするため、第29類の注に添加が許容されるものとして「催吐剤」を追加した。

HS2022	HS2017
第29類 有機化学品 注 1 この類には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、次の物品のみを含む。 （a）～（f）（省略） （g）（a）、（b）、（c）、（d）、（e）又は（f）の物品で、アンチダスティング剤又は識別を容易にするため若しくは安全のための着色料、 <u>香気性物質若しくは催吐剤</u> を加えたもの（特定の用途に適するようにしたものを除く。） （h）（省略） 2～8（省略）	第29類 有機化学品 注 1 この類には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、次の物品のみを含む。 （a）～（f）（同 左） （g）（a）、（b）、（c）、（d）、（e）又は（f）の物品で、アンチダスティング剤又は識別を容易にするため若しくは安全のための着色料 <u>若しくは香気性物質</u> を加えたもの（特定の用途に適するようにしたものを除く。） （h）（同 左） 2～8（同 左）

ペルオキシケタール(第29.09項)

ペルオキシケタールの分類問題(第29.09項VS第29.11項)に端を発し、第29.09項が「ペルオキシケタール」を含む様々な種類のペルオキシドをカバーすることを明確化。

詳細>>アセタール構造を有する化合物は、第29.11項に分類されるが、アセタール構造がなくなってペルオキシド構造を有する化合物に変わった場合においても、ペルオキシド構造を有する化合物として第29.09項に分類することなく、第29.11項に分類する事例が見られたことから、この分類を明確化するために以下のとおり改正。

(参考)第29.11項の規定

「アセタール及びヘミアセタール(他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体」

HS2022		HS2017	
29.09	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、 <u>アセタールペルオキシド</u> 、 <u>ヘミアセタールペルオキシド</u> 及びケトンペルオキシド(化学的に単一であるかないかを問わない。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省 略)	29.09	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド(化学的に単一であるかないかを問わない。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (同 左)
2909.60	ーアルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、 <u>アセタールペルオキシド</u> 、 <u>ヘミアセタールペルオキシド</u> 及びケトンペルオキシド並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	2909.60	ーアルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

※ペルオキシケタールは、アセタールペルオキシドの一つ。

フェンタニル(第29.33項、第29.34項)

フェンタニルとは、主に麻酔や鎮痛緩和の目的で利用される合成オピオイド。麻薬及び向精神薬取締法において麻薬と指定されており、輸入許可書が必要。

国際麻薬統制委員会(INCB)は、近年密売や誤用が増加しているフェンタニル関連物質及びフェンタニル前駆物質を規制対象リストに追加。これを受けて、これらの物質に対応するHSコードを新設。

HS2022		HS2017	
29.33	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。） （省 略） －非縮合ピリジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物 （省 略） 2933.33 －アルフェンタニル（INN）、アニレリジン（INN）、ベジトラミド（INN）、プロマゼパム（INN）、<u>カーフェンタニル（INN）</u>、ジフェノキシ（INN）、ジフェノキシレート（INN）、ジピパノン（INN）、<u>フェンタニル（INN）</u>、ケトベミドン（INN）、メチルフェニデート（INN）、ペンタゾシン（INN）、ペチジン（INN）、ペチジン（INN）中間体A、フェンシクリジン（INN）（PCP）、フェノペリジン（INN）、ピプラドロール（INN）、ピリトラミド（INN）、プロピラム（INN）、<u>レミフェンタニル（INN）</u>及びトリメペリジン（INN）並びにこれらの塩 <u>2933.34</u> <u>－その他のフェンタニル及びその誘導体</u> <u>2933.35</u> <u>－3－キヌクリジノール</u> <u>2933.36</u> <u>－4－アニリノ－N－フェネチルピペリジン（ANPP）</u> <u>2933.37</u> <u>－N－フェネチル－4－ピペリドン（NPP）</u> （省 略）	29.33	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。） （同 左） －非縮合ピリジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物 （同 左） 2933.33 －アルフェンタニル（INN）、アニレリジン（INN）、ベジトラミド（INN）、プロマゼパム（INN）、ジフェノキシ（INN）、ジフェノキシレート（INN）、ジピパノン（INN）、<u>フェンタニール（INN）</u>、ケトベミドン（INN）、メチルフェニデート（INN）、ペンタゾシン（INN）、ペチジン（INN）、ペチジン（INN）中間体A、フェンシクリジン（INN）（PCP）、フェノペリジン（INN）、ピプラドロール（INN）、ピリトラミド（INN）、プロピラム（INN）、及びトリメペリジン（INN）並びにこれらの塩 （新 規） （新 規） （新 規） （新 規） （同 左）
29.34	核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物 （省 略） －その他のもの （省 略） <u>2934.92</u> <u>－その他のフェンタニル及びその誘導体</u> （省 略）	29.34	核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物 （同 左） －その他のもの （同 左） （新 規） （同 左）

フェンタニル前駆物質

ニコチン酸及びニコチンアミド(第29.36項)

ニコチン酸及びニコチンアミド(通称ビタミンB3)の分類を明確にするための改正。

- ✓ 第29.36項は、第2936.24号を除き、全てのビタミン類は慣用名で記述されており、各慣用名に対応する化学名の説明は解説書(Explanatory Notes)に記載されている。
- ✓ 一方、第2936.24号は化学名とビタミン(慣用名)が併記されており、この対応関係に矛盾があるため、ニコチン酸及びニコチンアミドの分類に混乱が生じている。これを解決するため、同号の規定から「ビタミンB3」を削除し、併せて解説書の見直しを行う。

HS2022		HS2017	
29.36	(省 略) ービタミン及びその誘導体(混合してないものに限る。)	29.36	(同 左) ービタミン及びその誘導体(混合してないものに限る。)
2936.21	ーービタミンA及びその誘導体	2936.21	(同 左)
2936.22	ーービタミンB1及びその誘導体	2936.22	(同 左)
2936.23	ーービタミンB2及びその誘導体	2936.23	(同 左)
2936.24	ーーD-パントテン酸及びDL-パントテン酸(ビタミンB5) 並びにこれらの誘導体	2936.24	ーーD-パントテン酸及びDL-パントテン酸(<u>ビタミンB3</u> <u>又は</u> ビタミンB5)並びにこれらの誘導体
2936.25	ーービタミンB6及びその誘導体	2936.25	(同 左)
2936.26	ーービタミンB12及びその誘導体	2936.26	(同 左)
2936.27	ーービタミンC及びその誘導体	2936.27	(同 左)
2936.28	ーービタミンE及びその誘導体	2936.28	(同 左)
2936.29	ーーその他のビタミン及びその誘導体	2936.29	(同 左)

ニコチン酸及びニコチンアミドは、
第2936.29号に分類されるが、
通称「ビタミンB3」として知られて
いるため混乱を生じている。

エフェドリン及びその誘導体(第29.39項)①

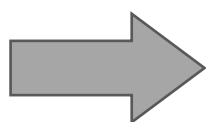
エフェドリン(エフェドラアルカロイド)は、アルカロイドの一つで、血圧上昇、気管支拡張などの目的で臨床に用いられる。覚醒剤原料であり、含有量が10%を超えて配合されたものは覚醒剤取締法の対象。エフェドリン誘導体の分類を明確化するため、我が国の提案により改正するもの。

現行HSの第29.39項の構造

- 29.39 アルカロイド(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体
- 2939.1 あへんアルカロイド及び**その誘導体**並びにこれらの塩
 - 2939.2 キナアルカロイド及び**その誘導体**並びにこれらの塩
 - 2939.3 カフェイン及びその塩
 - 2939.4 エフェドリン類及びその塩
 - 2939.5 テオフィリン及びアミノフィリン(テオフィリン-エチレンジアミン)並びに**これらの誘導体**並びにこれらの塩
 - 2939.6 ライ麦麦角のアルカロイド及び**その誘導体**並びにこれらの塩
 - 2939.7 ~~その他のもの(植物由来のものに限る。)~~
 - 2939.7.1 コカイン、エクゴニン、レボメタンフェタミン、メタンフェタミン(INN)及びメタンフェタミンラセメート並びにこれらの塩、エステル及びその他の誘導体

エフェドリンは、他のアルカロイドとは異なり、誘導体を他の細分に分類する構造となっているため、分類誤りの原因となっている。

エフェドリン誘導体。



HS2022では、エフェドリン誘導体を2939.4に含めるよう改正。

エフェドリン及びその誘導体(第29.39項改正)②

HS2022		HS2017	
29.39	アルカロイド(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 (省 略) ーエフェドラアルカロイド及び <u>その誘導体</u> 並びにこれらの塩 (省 略)	29.39	アルカロイド(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 (同 左) ーエフェドリン類及びその塩 (同 左) (新 規)
2939.45	ーレボメタンフェタミン、メタンフェタミン(INN)、メタンフェタミンラセメート 及びこれらの塩 (省 略) ーその他のもの(植物由来のものに限る。) (削 除)		(同 左) ーその他のもの(植物由来のものに限る。)
2939.72	ーコカイン、エクゴニン並びにこれらの塩、エステル及びその他の誘導体 (省 略)	2939.71	ーコカイン、エクゴニン、 <u>レボメタンフェタミン、メタンフェタミン(INN) 及びメタンフェタミンラセメート並びにこれらの塩、エステル及びその他の誘導体</u> (新 規) (同 左)
		※エフェドリン誘導体をエフェドリンの第2939.4X項に移行	

ロッテルダム条約の対象物質（第29類、第38類）

ロッテルダム条約（注）**事務局の提案**により、同条約の対象物質のモニタリングを容易にするため、これらの物質を分類する号の新設を行った。

HS2022	
29.31	その他のオルガノインオルガニック化合物 （省 略） ーハロゲン化有機りん誘導体 （省 略） <u>2931.54</u> <u>ーートリクロロフォン(ISO)</u> （省 略）
29.32	複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。） （省 略） ーその他のもの （省 略） <u>2932.96</u> <u>ーカルボフラン(ISO)</u> （省 略）
38.24	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。） （省 略） ーこの類の号注3の物品 （省 略） <u>3824.89</u> <u>ー短鎖塩素化パラフィンを含有するもの</u> （省 略）

（注）

正式名称：国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約

概要：先進国で使用が禁止または厳しく制限されている有害な化学物質や駆除剤が、開発途上国にむやみに輸出されることを防ぐために、締約国間の輸出に当たっての事前通報・同意手続（Prior Informed Consent、通称PIC）等設けた条約。

対象物質：附属書Ⅲに掲載する39物質

HS2022では、これら3つの物質の分類を新設。

第38類号注3に定義を規定

モントリオール議定書(第29.03項、第38.24項、第38.27項)①

オゾン事務局の提案により、モントリオール議定書が規制するオゾン層破壊物質(HCFC, HFC等)のモニタリングを容易にするため、これらの物質を個別に分類する号を新設。

✓ 更に、これらの規制物質について、輸出入事業者にとってなじみのあるHFCコードも付記。

HS2022	
29.03	炭化水素のハロゲン化誘導体 (省 略) —非環式炭化水素のふつ素化誘導体(飽和のものに限る。)
2903.41	—トリフルオロメタン(HFC-23)
2903.42	—ジフルオロメタン(HFC-32)
2903.43	—フルオロメタン(HFC-41)、1,2-ジフルオロエタン(HFC-152)及び1,1-ジフルオロエタン(HFC-152a)
2903.44	—ペンタフルオロエタン(HFC-125)、1,1,1-トリフルオロエタン(HFC-143a)及び1,1,2-トリフルオロエタン(HFC-143)
2903.45	—1,1,1,2-テトラフルオロエタン(HFC-134a)及び1,1,2,2-テトラフルオロエタン(HFC-134)
2903.46	—1,1,1,2,3,3,3-ヘプタフルオロプロパン(HFC-227ea)、1,1,1,2,2,3-ヘキサフルオロプロパン(HFC-236cb)、1,1,1,2,3,3-ヘキサフルオロプロパン(HFC-236ea)及び1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン(HFC-236fa)
2903.47	—1,1,1,3,3-ペンタフルオロプロパン(HFC-245fa)及び1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン(HFC-245ca)
2903.48	—1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタン(HFC-365mfc)及び1,1,1,2,2,3,4,5,5-デカフルオロペンタン(HFC-43-10mee)
2903.49	—その他のもの —非環式炭化水素のふつ素化誘導体(不飽和のものに限る。)
2903.51	—2,3,3,3-テトラフルオロプロペン(HFO-1234yf)、1,3,3,3-テトラフルオロプロペン(HFO-1234ze)及び(Z)-1,1,1,4,4,4-ヘキサフルオロ-2-ブテン(HFO-1336mzz)
2903.59	—その他のもの —非環式炭化水素の臭素化誘導体及びよう素化誘導体
2903.61	—臭化メチル(ブロモメタン)
2903.62	—二臭化エチレン(ISO)(1,2-ジブロモエタン)
2903.69	—その他のもの —非環式炭化水素のハロゲン化誘導体(二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。)
2903.71	—クロロジフルオロメタン(HCFC-22)
2903.72	—ジクロロトリフルオロエタン(HCFC-123)
2903.73	—ジクロロフルオロエタン(HCFC-141, 141b)
2903.74	—クロロジフルオロエタン(HCFC-142, 142b)
2903.75	—ジクロロペンタフルオロプロパン(HCFC-225, 225ca, 225cb)
2903.76	—ブロモクロロジフルオロメタン(ハロン-1211)、ブロモトリフルオロメタン(ハロン-1301)及びジブロモテトラフルオロエタン(ハロン-2402)
	(省 略)

代替フロン
HFC

HCFC

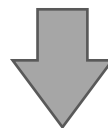
HFCコード

モントリオール議定書(第29.03項、第38.24項、第38.27項)②

- ✓ また、モントリオール議定書により規制される物質は、混合して提示されることが多いことから、これら混合物のモニタリングも可能とするため、混合物が分類される第38類についても見直し(現行第38.24項の関連する号を削除し、第38.27項を新設)。

HS2017	
38.24	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業(類似の工業を含む。)において生産される化学品及び調製品(天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。) (省 略) ーメタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物
3824.71	ークロロフルオロカーボン(CFC)を含有するもの(ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ペルフルオロカーボン(PFC)又はハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するかしないかを問わない。)
3824.72	ーブROMOKロロジフルオロメタン、ブROMOTリフルオロメタン又はジブROMOTテトラフルオロエタンを含有するもの
3824.73	ーハイドロブROMOフルオロカーボン(HBFC)を含有するもの
3824.74	ーハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)を含有するもの(クロロフルオロカーボン(CFC)を含有しないものに限るものとし、ペルフルオロカーボン(PFC)又はハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するかしないかを問わない。)
3824.75	ー四塩化炭素を含有するもの
3824.76	ー1, 1, 1-トリクロロエタン(メチルクロロホルム)を含有するもの
3824.77	ーブROMOメタン(メチルブROMAイド)又はブROMOKロロメタンを含有するもの
3824.78	ーペルフルオロカーボン(PFC)又はハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するもの(クロロフルオロカーボン(CFC)又はハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)を含有しないものに限る。)
3824.79	ーその他のもの

削除



HS2022では、新設される第38.27項に移行(次頁参照)。

モントリオール議定書(第29.03項、第38.24項、第38.27項)③

HS2022

38.27	<u>メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物(他の項に該当するものを除く。)</u> <u>ークロロフルオロカーボン(CFC)を含有するもの(ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ペルフルオロカーボン(PFC)又はハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するかしないかを問わない。)、ハイドロブロモフルオロカーボン(HBFC)を含有するもの、四塩化炭素を含有するもの又は1・1・1-トリクロロエタン(メチルクロロホルム)を含有するもの</u>
3827.11	<u>ークロロフルオロカーボン(CFC)を含有するもの(ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ペルフルオロカーボン(PFC)又はハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するかしないかを問わない。)</u>
3827.12	<u>ーハイドロブロモフルオロカーボン(HBFC)を含有するもの</u>
3827.13	<u>ー四塩化炭素を含有するもの</u>
3827.14	<u>ー1,1,1-トリクロロエタン(メチルクロロホルム)を含有するもの</u>
3827.20	<u>ーブromokロジフルオロメタン(ハロン-1211)、ブromotリフルオロメタン(ハロン-1301)又はジブromotetraフルオロエタン(ハロン-2402)を含有するもの</u> <u>ーハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)を含有するもの(クロロフルオロカーボン(CFC)を含有しないものに限るものとし、ペルフルオロカーボン(PFC)又はハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するかしないかを問わない。)</u>
3827.31	<u>ー第2903.41号から第2903.48号までの物質を含有するもの</u>
3827.32	<u>ーその他のもの(第2903.71号から第2903.75号までの物質を含有するものに限る。)</u>
3827.39	<u>ーその他のもの</u>
3827.40	<u>ーブromometan(メチルブromaid)又はブromokロメタンを含有するもの</u> <u>ートリフルオロメタン(HFC-23)又はペルフルオロカーボン(PFC)を含有するもの(クロロフルオロカーボン(CFC)及びハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)を含有しないものに限る。)</u>
3827.51	<u>ートリフルオロメタン(HFC-23)を含有するもの</u>
3827.59	<u>ーその他のもの</u> <u>ーその他のハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するもの(クロロフルオロカーボン(CFC)及びハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)を含有しないものに限る。)</u>
3827.61	<u>ー1,1,1-トリフルオロエタン(HFC-143a)の含有量が全質量の15%以上のもの</u>
3827.62	<u>ーその他のもの(第3827.61号のものを除くものとし、ペンタフルオロエタン(HFC-125)の含有量が全質量の55%以上で、かつ、非環式炭化水素の不飽和ふつ素化誘導体(HFO)を含有しないものに限る。)</u>
3827.63	<u>ーその他のもの(第3827.61号及び第3827.62号のものを除くものとし、ペンタフルオロエタン(HFC-125)の含有量が全質量の40%以上のものに限る。)</u>
3827.64	<u>ーその他のもの(第3827.61号から第3827.63号までのものを除くものとし、1,1,1,2-テトラフルオロエタン(HFC-134a)の含有量が全質量の30%以上で、かつ、非環式炭化水素の不飽和ふつ素化誘導体(HFO)を含有しないものに限る。)</u>
3827.65	<u>ーその他のもの(第3827.61号から第3827.64号までのものを除くものとし、ジフルオロメタン(HFC-32)の含有量が全質量の20%以上で、かつ、ペンタフルオロエタン(HFC-125)の含有量が全質量の20%以上のものに限る。)</u>
3827.68	<u>ーその他のもの(第3827.61号から第3827.65号までのものを除くものとし、第2903.41号から第2903.48号までの物質を含有するものに限る。)</u>
3827.69	<u>ーその他のもの</u>
3827.90	<u>ーその他のもの</u>

化学兵器禁止条約(第29類、第38類、第39類)①

化学兵器禁止条約により規制される物品(新規12品目)について、同条約の事務局(OPCW)からの提案により、それぞれHSコードを割り当ててるもの。また、貿易量が少ないものについては削除して簡素化を図る。

HS2022		HS2017	
29.30 2930.10	有機硫黄化合物 —2-(N,N-ジメチルアミノ)エタンチオール (省 略)	29.30	有機硫黄化合物 (新 規) (同 左)
29.31	その他のオルガノインオルガニック化合物 (省 略) —非ハロゲン化有機りん誘導体 —メチルホスホン酸ジメチル —プロピルホスホン酸ジメチル —エチルホスホン酸ジエチル (削 除) —メチルホスホン酸 —メチルホスホン酸と(アミノイミノメチル)尿素との1:1の割合の塩 —2,4,6-トリプロピル-1,3,5,2,4,6-トリオキサトリホスホン酸2,4,6-トリオキシド —(5-エチル-2-メチル-2-オキシド-1,3,2-ジオキサホスフィナン-5-イル)メチルメチルメチルホスホネート (削 除) (削 除) —3,9-ジメチル-2,4,8,10-テトラオキサ-3,9-ジホスファスピロ[5.5]ウンデカン3,9-ジオキシド —その他のもの —ハロゲン化有機りん誘導体 —メチルホスホン酸ジクロリド —プロピルホスホン酸ジクロリド —O-(3-クロロプロピル)O-[4-ニトロ-3-(トリフルオロメチル)フェニル]メチルホスホロチオネート —トリクロロフォン(ISO) —その他のもの (省 略)	29.31	その他のオルガノインオルガニック化合物 (同 左) —その他の有機りん誘導体 —メチルホスホン酸ジメチル —プロピルホスホン酸ジメチル —エチルホスホン酸ジエチル —メチルホスホン酸3-(トリヒドロキシシリル)プロピルナトリウム (新 規) (新 規) —2,4,6-トリプロピル-1,3,5,2,4,6-トリオキサトリホスホン酸2,4,6-トリオキシド —(5-エチル-2-メチル-2-オキシド-1,3,2-ジオキサホスフィナン-5-イル)メチルメチルメチルホスホネート —ビス[(5-エチル-2-メチル-2-オキシド-1,3,2-ジオキサホスフィナン-5-イル)メチル]メチルホスホネート —メチルホスホン酸と(アミノイミノメチル)尿素との1:1の割合の塩 —その他のもの (新 規) (新 規) (新 規) (新 規) (新 規) (新 規) (新 規) (同 左)



化学兵器禁止条約(第29類、第38類、第39類)②

↓ 前頁からのつづき

HS2022		HS2017	
29.33	複素環式化合物(ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。) (省 略) －非縮合ピリジン環(水素添加してあるかないかを問わない。)を有する化合物 (省 略) 2933.35 <u>－3-キヌクリジノール</u> (省 略)	29.33	複素環式化合物(ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。) (同 左) －非縮合ピリジン環(水素添加してあるかないかを問わない。)を有する化合物 (同 左) (新 規) (同 左)
38.24	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業(類似の工業を含む。)において生産される化学品及び調製品(天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。) (省 略) －この類の号注3の物品 (省 略) 3824.92 <u>－ポリグリコールの メチルホスホン酸 エステル</u> (省 略)	38.24	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業(類似の工業を含む。)において生産される化学品及び調製品(天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。) (同 左) －この類の号注3の物品 (同 左) (新 規) (同 左)
39.07	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル(一次製品に限る。) (省 略) －その他のポリエーテル 3907.21 <u>－ビス(ポリオキシエチレン)メチルホスホネート</u> 3907.29 <u>－その他のもの</u> (省 略)	39.07	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル(一次製品に限る。) (同 左) －その他のポリエーテル 3907.20 (新 規) (新 規) (同 左)
39.11	石油樹脂、クマロン－インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品(一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。) (省 略) 3911.20 <u>－ポリ(1,3-フェニレンメチルホスホン酸)</u> (省 略)	39.11	石油樹脂、クマロン－インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品(一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。) (同 左) (新 規) (同 左)

感染症用テストキット（第30.02項、第30.06項、第38.22項）

ジカ熱その他の感染症用テストキットの分類を明確にするための改正。

詳細>> ヤブカ属の蚊を媒体とするジカ熱等による感染症が世界で猛威を振るっていることを背景に、様々なタイプのテストキットを一つの項に分類する改正。

HS2022		HS2017	
第30類 医療用品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(h) (省 略) (i) 第38.22項の診断用試薬		第30類 医療用品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(h) (同 左) (新 規)	
30.02	(省 略) ー免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品 (変性したものであるかないか又は生物工学的の方法により得たものであるかないかを問わない。) (削 除) (省 略) (削 除) (省 略)	30.02	(同 左) ー免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品 (変性したものであるかないか又は生物工学的の方法により得たものであるかないかを問わない。) ーマラリア診断試験キット (同 左) ーその他のもの (同 左)
30.06	この類の注4の医療用品 (省 略) (削 除) (省 略)	30.06	この類の注4の医療用品 (同 左) 3006.20 ー血液型判定用試薬 (同 左)
38.22	診断用又は理化学用の試薬(支持体を使用したものに限る。)及び診断用又は理化学用の調製試薬(支持体を使用してあるかないか及びキットにしてあるかないかを問わない。)(第30.06項のものを除く。)並びに認証標準物質 ー診断用又は理化学用の試薬(支持体を使用したものに限る。)及び診断用又は理化学用の調製試薬(支持体を使用してあるかないか及びキットにしてあるかないかを問わない。) 3822.11 3822.12 3822.13 3822.19 3822.90	38.22 3822.00	診断用又は理化学用の試薬(支持体を使用したものに限る。)及び診断用又は理化学用の調製試薬(支持体を使用してあるかないかを問わない。)(第30.02項又は第30.06項のものを除く。)並びに認証標準物質 (新 規) (新 規) (新 規) (新 規) (新 規)

← 空コードのため削除

細胞培養物（第30.02項）

細胞治療製品の分類が不明確であることから、同物品及びその他の細胞培養物を分類する号を新設。

HS2022		HS2017	
30.02	人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血、免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的方法により得たものであるかないかを問わない。） <u>、ワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品並びに細胞培養物（変性したものであるかないかを問わない。）</u> （省 略） <u>一細胞培養物（変性したものであるかないかを問わない。）</u> 3002.51 <u>一細胞治療製品</u> 3002.59 <u>一その他のもの</u> （省 略） 3002.90 その他のもの	30.02	人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血、免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的方法によって得たものであるかないかを問わない。） <u>並びに</u> ワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品 （同 左） （新 規） （新 規） （新 規） （同 左） 3002.90 その他のもの

プラセボ(第30.06項)

プラセボとは、本物の薬と見分けがつかないが、薬として効く成分が入っていない偽薬のこと。成分は、薬としての効き目がない乳糖やでんぷんが使われることが多く、現行HSにおいては、当該物品の分類が不明確であることから、第30類(医療用品)の類注の規定の変更及び号の新設を行い、当該物品の分類を明確化。

HS2022			HS2017		
第30類 医療用品 注 1～3 省略 4 第30.06項は、次の物品のみを含む。当該物品は、第30.06項に属するものとし、この表の他の項には属しない。 (a)～(d) (省略) <u>(e) プラセボ及び盲検又は二重盲検臨床試験キットで、認可された臨床試験で使用されるもの(投与量にしたもので、活性薬剤を含有しているかいないかを問わない。)</u> (f)～(l) (省略)			第30類 医療用品 注 1～3 (同左) 4 第30.06項は、次の物品のみを含む。当該物品は、第30.06項に属するものとし、この表の他の項には属しない。 (a)～(d) (同左) (e) <u>血液型判定用試薬</u> (f)～(l) (省略)		
		(省 略)	30.04 3004.90	010	医薬品(省 略) — その他のもの — — 麻薬、大麻又は覚せいアミンのもの — — その他のもの — — — 小売用の形状又は包装にしたもの — — — — おたねにんじんのもの — — — — その他のもの — — — — その他のもの
30.06 3006.93	000	この類の注4の医療用品 (省 略) — プラセボ及び盲検又は二重盲検臨床試験 キットで、認可された臨床試験で使用されるもの (投与量にしたものに限る。)	30.06		この類の注4の医療用品 (同 左) (新 規)

他の理由による削除。
(感染症用テストキットに係る改正項目を参照。)

カロテノイドの着色料及びその調製品（第32.04項）

カロテノイド及びその調製品の分類明確化のための改正。

詳細>>カロテノイドとは、赤、橙、黄色などを示す天然色素であり、動物、植物、昆虫などに広く分布する。
（たとえばトマトや人参、フラミンゴやロブスターの示す色はカロテノイド色素による着色。）

カロテノイドは、顔料及び染料として使用されるが、現行HSでは、第3204.17号（顔料及びその調製品）なのか第3204.19号（その他のもの）なのかが曖昧であることから、カロテノイド及びその調製品を分類する号を新設。

HS2022		HS2017	
32.04	有機合成着色料（化学的に単一であるかないかを問わない。）、この類の注3の調製品で有機合成着色料をもとしたもの及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物（化学的に単一であるかないかを問わない。） －有機合成着色料及びこの類の注3の調製品で有機合成着色料をもとしたもの	32.04	有機合成着色料（化学的に単一であるかないかを問わない。）、この類の注3の調製品で有機合成着色料をもとしたもの及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物（化学的に単一であるかないかを問わない。） －有機合成着色料及びこの類の注3の調製品で有機合成着色料をもとしたもの
3204.11	－分散染料及びこれをもとした調製品 （省 略）		（同 左） （同 左） （同 左） （新 規） （同 左）
3204.17	－顔料及びこれをもとした調製品		
<u>3204.18</u>	<u>－カロテノイドの着色料及びこれをもとした調製品</u>		
3204.19	－その他のもの（第3204.11号から第3204.19号までのうち二以上の号の着色料を混合した物品を含む。） （省 略）		

木材・金属 等

耐火セラミック(第68類、第69類)

耐火セラミックの分野における技術的及び商業的發展を反映し、分類を明確にするための改正。

詳細>> マグネシア煉瓦の分類(6815.91号vs99号)を明確にするとともに、68類と第69類の分類を明確にするため、第69類の注で陶磁製品として分類されるものの定義を明確化。

第68類 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品

6815.91号

- ・マグネサイト
 - ・マグネシア(ペリクレースのものに限る。)
 - ・ドロマイト(ドライムのもを含む。)
 - ・クロマイト
- を含有するもの

※HS2022で下線部を追加

(参考)

- ・マグネシアの結晶がペリクレース。
- ・ドロマイトを加熱して得られるものがドライム

6815.99号 その他のもの



成形した後に800℃以上で焼成した陶磁製品は69類に分類される。

第69類 陶磁製品

注1(b) **※800℃未満で加熱された製品はこの類に属しない等の規定を新設(E-Notesからの昇格)。**

69.03項 その他の陶磁製耐火製品

その他の陶磁製耐火製品(例えば、レトルト、るつぼ、マッフル、ノズル、プラグ、支持物、キューペル、管、さや、棒及びスライドゲート。けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。)

6903. 10 遊離炭素の含有量が全重量の50%を超えるもの

改正前「黒鉛その他の炭素又はこれらの相互の混合物」

木材(第44類) 総覧

国連食糧農業機関(FAO)の提案により、世界的な取引が増加している以下の**木材**について貿易量を把握するため、それぞれの細分を新設。以下は、改正があった主な物品の例。

- ✓ 木質ブリケット
(4401.32新設)
- ✓ のこくず
(4401.41新設)
- ✓ 殻又はナットの炭
(4402.20新設)
- ✓ チーク材
(4403.42、4407.23新設)
- ✓ 単板積層材(LVL)
(4412.4新設)
- ✓ 構造用集成材(glulam)
(4418.81新設)
- ✓ 直交集成板(CLT又はX-lam)
(4418.82新設)
- ✓ I型梁
(4418.83新設)
- ✓ セルラーウッドパネル
(4418.92新設)
- ✓ 棺
(4421.20新設)
- ✓ 熱帯木材のもの
(積層木材、額縁、窓枠、戸・敷居、食卓用品・台所用品、小像その他の装飾品それぞれに細分を新設)
- ✓ 木製のもの
(回転腰掛け、腰掛け、腰掛の部分品のそれぞれに木製のものの細分を新設(第94.01項))

木材(第44類) 木質ブリケット、殻又はナットの炭

「木質ブリケット」にかかる号注及び細分、「殻又はナットの炭」の細分が新設される。

HS2022		HS2017	
第44類 木材及びその製品並びに木炭 号注 1 (省 略) 2 第4401.32号において「木質ブリケット」とは、木材機械加工業、家具製造業その他の木材加工業において生じる副産物(例えば、削りくず、のこくず及びチップ)で、直接圧縮すること又は全重量の3%以下の結合剤を加えることにより凝結させたもの(横断面の最小寸法が25ミリメートルを超え、立方体状、多面体状又は円筒状の物品に限る。)をいう。 3～4 (省 略)		第44類 木材及びその製品並びに木炭 号注 1 (同 左) (新 規) (新 規)	
44.01	のこくず及び木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。)、薪材並びにチップ状又は小片状の木材 (省 略) ーのこくず及び木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させたものに限る。) 4401.31 ー木質ペレット 4401.32 ー木質ブリケット 4401.39 ーその他のもの ーのこくず及び木くず(凝結させたものを除く。) 4401.41 ーーのこくず 4401.49 ーーその他のもの	44.01	のこくず及び木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。)、薪材並びにチップ状又は小片状の木材 (同 左) ーのこくず及び木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させたものに限る。) ー木質ペレット (新 規) 4401.39 ーーその他のもの 4401.40 ーのこくず及び木くず(凝結させたものを除く。) (新 規) (新 規)
44.02	木炭(植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。) 4402.10 ー竹製のもの 4402.20 ー殻又はナットのもの 4402.90 ーその他のもの	44.02	木炭(植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。) 4402.10 ー竹製のもの (新 規) 4402.90 ーその他のもの

木材(第44類) チーク

第44.03項及び第44.07項に、「チーク材」の細分が新設される。

HS2022		HS2017	
44.03	木材(粗のものに限るものとし、皮若しくは辺材を剥いてあるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。) (省 略) －その他のもの(熱帯産木材のものに限る。) (省 略) 4403.42 －チーク 4403.49 －その他のもの (省 略)	44.03	木材(粗のものに限るものとし、皮若しくは辺材を剥いてあるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。) (同 左) －その他のもの(熱帯産木材のものに限る。) (同 左) (新 規) 4403.49 －その他のもの (同 左)
44.07	木材(縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。) (省 略) －熱帯産木材のもの 4407.23 －チーク (省 略) 4407.29 －その他のもの (省 略)	44.07	木材(縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。) (同 左) －熱帯産木材のもの (新 規) (同 左) 4407.29 －その他のもの (同 左)

木材(第44類) L V L

LVLとは、単板を繊維方向が平行になるように積層したもので、単板積層材とも呼ばれる。丸太を薄板に削り出し、加熱、加圧の下で接着して作られる。

HS2022		HS2017	
44.12	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材 (省略) — 単板積層材 (L V L)	44.12	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材 (同 左) (新 規) (新 規) (新 規)
4412.41	— 少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材のもの		
4412.42	— その他のもの (少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外 のものに限る。)		(新 規)
4412.49	— その他のもの (いずれの外面の単板も針葉樹のものに限る。)		(新 規)
	— ブロックボード、ラミンボード及びバッテンボード		(新 規)
4412.51	— 少なくとも一の外面の板が熱帯産木材のもの		(新 規)
4412.52	— その他のもの (少なくとも一の外面の板が針葉樹以外 のものに限る。)		(新 規)
4412.59	— その他のもの (いずれの外面の板も針葉樹のものに限る。)		(新 規)
	— その他のもの		— その他のもの
4412.91	— 少なくとも一の外面の板が熱帯産木材のもの		(新 規)
4412.92	— その他のもの (少なくとも一の外面の板が針葉樹以外 のものに限る。)		(新 規)
	(削除)	4412.94	— ブロックボード、ラミンボード及びバッテンボード
4412.99	— その他のもの (いずれの外面の板も針葉樹のものに限る。)	4412.99	— その他のもの

木材(第44類) 構造用集成材

熱帯産木材保護の観点から、いくつかの分野で熱帯産木材の細分が新設される。

HS2022		HS2017	
44.14 4414.10 4414.90	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁 —熱帯産木材のもの —その他のもの	44.14 4414.00	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁 (新 規) (新 規)
44.18 4418.11 4418.19 4418.21 4418.29 4418.30 4418.81 4418.82 4418.83 4418.89 4418.91 4418.92 4418.99	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。） —窓及びフランス窓並びにこれらの枠 —熱帯産木材のもの —その他のもの —戸及びその枠並びに敷居 —熱帯産木材のもの —その他のもの —くい及びはり（第4418.81号から第4418.89号までの物品を除く。） （省略） （削除） （省略） —構造設計用木材製品 —構造用集成材（グルラム） —直交集成板（CLT又はX—ラム） —I型はり —その他のもの —その他のもの —竹製のもの —セルラーウッドパネル —その他のもの	44.18 4418.10 4418.20 4418.60 4418.91 4418.99	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。） —窓及びフランス窓並びにこれらの枠 (新 規) (新 規) —戸及びその枠並びに敷居 (新 規) (新 規) (新 規) (同 左) —くい及びはり (同 左) (新 規) (新 規) (新 規) (新 規) (新 規) —その他のもの —竹製のもの (新 規) —その他のもの

木材(第44類) SPF(第4407.13号)

SPFとは、北米(カナダ・米国)の針葉樹から切り出される木材。**S**pruce(トウヒ)**P**ine(マツ)**F**ir(モミ)が森林において一体で生育しており、各樹種の性質に大きな差異がないことから、区別することなくSPFとして流通。主に建築用材として使用される。

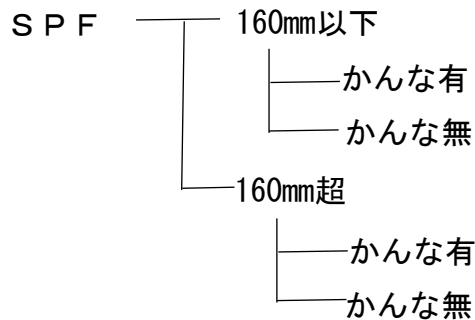
SPFは、その樹種ごとに分けて流通しないことから、分類を容易かつ統一的にするため、SPFの細分を新設するもの。

HS2022

4407.11
※改正なし
4407.12
※改正なし

44類注3 [新設]
第4407.13号において「SPF」
とは、とうひ、松及びもみが様々な
割合で混在し、それらの割合が不明
な林分から得られた木材をいう。

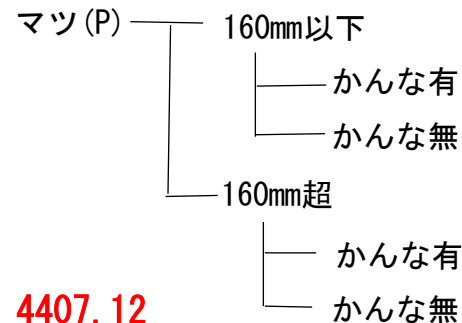
4407.13 (新設)



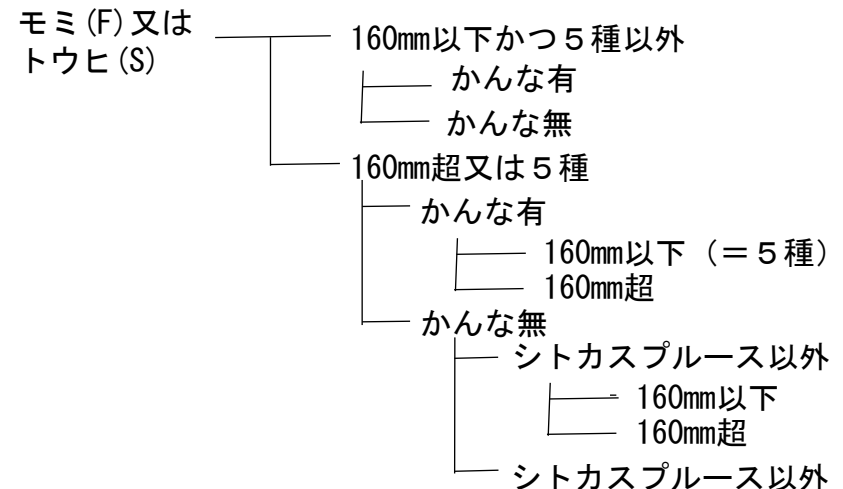
4407.14 (新設)

Hem-Fir (次頁参照)

4407.11



4407.12



HS2017

木材(第44類) ヘムファー(第4407.14号)

ヘムファー(Hem-Fir)とは、北米(カナダ・米国)の針葉樹から切り出される木材。Hem(ヘムロック)Fir(モミ)が森林において一体で生育しており、樹種の性質に大きな差異がないことから、区別することなくHem-Firとして流通している。内装材、木製ドアやその枠材として使用される。

Hem-Firは、その樹種ごとに分けて流通しないことから、分類を容易かつ統一的にするため、Hem-Firの細分を新設するもの。

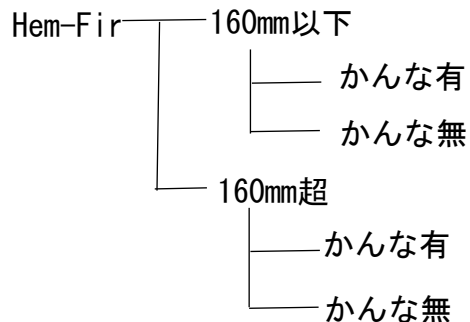
HS2022

4407. 11
※改正なし

4407. 12
※改正なし

4407. 13 (新設)
SPF (前頁参照)

4407. 14 (新設)



4407. 19
※改正なし

44類注 4 [新設]
第4407. 14号において「ヘムファー」とは、ウェスタンヘムロック及びもみが様々な割合で混在し、それらの割合が不明な林分から得られた木材をいう。

4407. 12

モミ (F) 又は
トウヒ (S)

160mm以下かつ5種以外

—— かんな有

—— かんな無

160mm超又は5種

かんな有

160mm以下 (= 5種)
160mm超

かんな無

シトカスプルス以外

160mm以下
160mm超

シトカスプルス以外

4407. 19

ヘムロック
(Hem)

かんな有

かんな無

160mm以下

160mm超

HS2017

炭素繊維（第68.15項）

炭素繊維の市場は大幅に増加していることから、炭素繊維に関連する製品ごとの分類を明確にし、貿易量を把握することを可能とするため細分を設けるもの。

一般に、「炭素繊維」とは、有機繊維を制御環境下で熱分解して得られる鉱物繊維。

「黒鉛繊維」とは、炭素繊維を更に高温で熱処理し、炭素化した繊維。

HS2022		HS2017	
68.15	石その他の鉱物性材料の製品（炭素繊維及びその製品並びに泥炭製品を含むものとし、他の項に該当するものを除く。） <u>一炭素繊維及びその製品（電気用品を除く。）並びにその他の黒鉛又はその他の炭素の製品（電気用品を除く。）</u>	68.15	石その他の鉱物性材料の製品（炭素繊維及びその製品並びに泥炭製品を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）
<u>6815.11</u>	<u>一一炭素繊維</u>	<u>6815.10</u>	<u>一黒鉛その他の炭素の製品（電気用品を除く。）</u>
<u>6815.12</u>	<u>一一炭素繊維製の織物類</u>		
<u>6815.13</u>	<u>一一炭素繊維製のその他の製品</u>		
<u>6815.19</u>	<u>一一その他のもの</u> (省 略)		

明確化・細分化
(スコープ変更なし)

炭素繊維、炭素繊維織物、黒鉛又はその他の炭素繊維製の非電気用品が含まれる。

【参考】第11部 紡織用繊維及びその製品

注

1 この部には、次の物品を含まない。

(a)～(p) (省 略)

(q) 研磨材料を塗布した紡織用繊維（第68.05項参照）並びに第68.15項の炭素繊維及びその製品
(省 略)

ガラス繊維及びその製品(第70.19項)

ガラス繊維分野の技術的發展に伴い、第70.19項の構造を再編成し、
ある種のガラス繊維の形態及び製品に対する個別の号を新設するもの。

[illegible]

詳細>>機械的に結合したマット又は織物類と化学的に結合したマット又は織物類の各々について規定。

合成ダイヤモンド(第71.04項)

キンバリー・プロセス証明事務局の提案により、合成ダイヤモンドの取引量把握及びダイヤモンド原石の輸出入規制回避防止のため、合成ダイヤモンドの細分を新設。

詳細>> 現在、合成ダイヤモンドは、7104.20号(未加工のもの)又は7104.90号(加工したもの)に分類されているが、合成のその他の宝石(合成ルビー等)と区別していない。その結果、合成ダイヤモンドの取引量を把握できず、また、キンバリー・プロセス証明制度を回避する抜け穴となる危険があることから、合成ダイヤモンドの細分を設けるもの。

※ダイヤモンド原石は、
71.02項に分類される。
(キンバリー・プロセス
証明制度の対象)

71.02項 ダイヤモンド(加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。)

回避されることを防止

HS2022		HS2017	
71.04	合成又は再生の貴石及び半貴石(加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。)(省略) －その他のもの(加工してないもの、単にひいたもの及び粗く形作つたものに限る。)	71.04	合成又は再生の貴石及び半貴石(加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。)(同左) －その他のもの(加工してないもの、単にひいたもの及び粗く形作つたものに限る。)
<u>7104.21</u>	－ダイヤモンド	<u>7104.20</u>	(新規)
<u>7104.29</u>	－その他のもの		(新規)
	－その他のもの	<u>7104.90</u>	－その他のもの
<u>7104.91</u>	－ダイヤモンド		(新規)
<u>7104.99</u>	－その他のもの		(新規)

卑金属及びその製品に関連する用語の意義(第15部注)

第74類から第76類及び第78類から第81類の各類注に規定されている用語の意義を、第15部の注に移行し、各類注の規定は削除するもの。

第15部(第72類から第83類)の注

HS2022で
注9を新設

9 第74類から第76類まで及び第78類から第81類までにおいて次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (a) 「棒」とは、…
- (b) 「型材」とは、…
- (c) 「線」とは、…
- (d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、…
- (e) 「管」とは、…

各類注に同様の用語の定義があったが、
これらを削除し、部注に移行(新設)。
※具体的な新設規定は次頁参照。

第74類
注1(d)～(h) (削除)

第75類
注1(a)～(e) (削除)

第76類
注1(a)～(e) (削除)

第78類
注1(a)～(e) (削除)

第79類
注1(a)～(e) (削除)

第80類
注1(a)～(e) (削除)

第81類
注1(a)～(e) (削除)

卑金属及びその製品に関連する用語の意義(第15部注)②

HS2022

注9を新設

第15部 卑金属及びその製品

注

1～8 (省 略)

9 第74類から第76類まで及び第78類から第81類までにおいて次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a)「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品(巻いてないものに限る。)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。)のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形(変形した長方形を含む。)のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。棒には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

もっとも、第74類のワイヤバー及びビレットで、これらから線材、管その他の物品を製造する機械への送り込みを単に容易にする目的のため、その端部にテーパ加工その他の加工をしたものは、第74.03項の塊とみなす。この規定は、第81類の物品に 準用する。

(b)「型材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品(巻いてあるかないかを問わない。)で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。型材には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(c)「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品(巻いたものに限る。)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。)のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形(変形した長方形を含む。)のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。

(d)「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品(巻いてあるかないかを問わない。)で、横断面が長方形(角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。)のもののうち次のものをいう。

長方形(正方形を含む。)のもので厚さが幅の10分の1以下のもの

長方形(正方形を含む。)以外のもの(大きさを問わない。)で他の項の物品の特性を有しないもの

板、シート、ストリップ及びはく には、模様(例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びびし形)を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

(e)「管」とは、均一な肉厚の中空の製品(巻いてあるかないかを問わない。)であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含む。)のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。

絨 維

紡織用繊維（第11部注）

電子部品等についての紡織用繊維の分類を明確にするための改正。

詳細>>機能性の付与や快適性の向上のために、電子装置やセンサーを衣類につけた商品（以下に例示）が多く流通していることを受けて、これらの製品が、（衣類等の重要な特性を保持しているものに限り）第11部に属することを注釈に明記し、分類を明確化。

例えば

- ・LEDライトが付いたサイクリングスーツ
- ・圧力又は動き（人の転倒等）を検出するカーペット
- ・暖かくなる手袋又は靴下

（具体的に電子機器を有する繊維製品の輸入事例がある場合には個別に分類の検討の必要があるところ、税関へ照会されたい）

HS2022	HS2017
第11部 紡織用繊維及びその製品 注 1～14（省 略） 15 紡織用繊維、衣類その他の紡織用繊維の製品で、追加的な機能性を与える化学的要素、機械的要素又は電子的要素を有するもの（組込要素として取り付けられているか又は繊維若しくは織物類と共に織り込まれているかを問わない。）は、この部の注1の物品を除くほか、この部に属する物品の重要な特性を保持している物品に限り、この部のいずれかの項に属する。 （省 略）	第11部（同 左） 注 1～14（同 左） （新 規） （同 左）

人工芝(第57.03項)

人工芝の分類を明確にするための改正。

詳細>> タフトされた人工芝はその市場が拡大しているが、現行「その他のもの」として分類されており分類も不明確であることから、この種のタフトされた製品が第57.03項に分類されることを明確化。

※タフトとは、ベースとなる基布にパイルをあとで差し込んで固定させていく敷物の製造方法のこと。

HS2022			HS2017		
57.03		じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物 (人工芝を含み、タフトしたものに限るものとし、 製品にしたものであるかないかを問わない。)	57.03		じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物(タ フトしたものに限るものとし、製品にしたもので あるかないかを問わない。)
5703.10	000	ー羊毛製又は織獣毛製のもの	5703.10	000	ー羊毛製又は織獣毛製のもの
		ーナイロンその他のポリアミド製のもの	<u>5703.20</u>		ーナイロンその他のポリアミド製のもの
<u>5703.21</u>	<u>000</u>	ー人工芝			(新 規)
<u>5703.29</u>		ーその他のもの			(新 規)
	100	ー自動車用に適する寸法及び形状のもの		100	ー自動車用に適する寸法及び形状のもの
		ーその他のもの			ーその他のもの
	210	ータイル(表面積が0.3平方メートル以下 のものに限る。)		210	ータイル(表面積が0.3平方メートル以下の ものに限る。)
	290	ーその他のもの		290	ーその他のもの
		ーその他の人造繊維材料製のもの	<u>5703.30</u>		ーその他の人造繊維材料製のもの
<u>5703.31</u>		ー人工芝			(新 規)
<u>5703.39</u>		ーその他のもの			(新 規)
	100	ー自動車用に適する寸法及び形状のもの		100	ー自動車用に適する寸法及び形状のもの
	200	ーその他のもの		200	ーその他のもの
5703.90		ーその他の紡織用繊維製のもの	5703.90		ーその他の紡織用繊維製のもの
	010	ー綿製のもの		010	ー綿製のもの
	020	ーその他のもの		020	ーその他のもの

プラスチックを積層した紡織用繊維の織物類（第59類注）

第59.03項の規定についての注の規定が不完全であることから、これを補うため、新たに注の規定を設けるもの。

詳細>>下に示す通り、第59.03項にかかる注の規定において、プラスチックを「積層したもの」については、何ら規定がない。

第59.類の注の規定（抜粋）

第59.03項の規定

紡織用繊維の織物類（プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものに限るものとし、第59.02項のものを除く。）

従来は肉眼で判別可能であったため、これに関する規定がない。
現在は技術の進歩により肉眼で判別困難となってきた。

2 第59.03 項には、次の物品を含む。

(a) 紡織用繊維の織物類で、プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの（中略）。ただし、次の物品を除く。

(1) 染み込ませ、塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができない織物類（後略）

(2) （省 略）

(3) 紡織用繊維の織物類をプラスチックの中に完全に埋め込んだ物品及び紡織用繊維の織物類の両面をすべてプラスチックで塗布し又は被覆した物品で、その結果生ずる色彩の変化を考慮することなく塗布し又は被覆したことが肉眼により判別することができるもの（第39 類参照）

(4)～(6) （省 略）

(b) （省 略）

HS2022	HS2017
第59類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品 注 1、2 （省 略） 3 第59. 03項において「プラスチックを積層した紡織用繊維の織物類」とは、一以上の織物類の層と一以上のプラスチックのシート又はフィルムとを組み合わせで作った物品で、各層が互いに接着する処理により結合されたものをいう（プラスチックのシート又はフィルムが横断面において肉眼により判別できないかを問わない。）。 4～8 （省 略）	第59類（同 左） 注 1、2（同 左） （新 規） 4～8（同 左）

プラスチック又はゴムを積層した手袋等(第6116.10号)

プラスチック又はゴムを積層した手袋、ミトン及びミットが、第6116.10号に分類されるよう規定を改正するもの。

詳細>>急速な技術進歩により、プラスチックやゴムを「染み込ませ、塗布し又は被覆したもの」と「積層したもの」の区別が難しくなっていることから、6116.10号に「積層したもの」も含めることで、当該物品の分類を明確かつ容易にするもの。

HS2022			HS2017		
61.16		手袋、ミトン及びミット(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)	61.16		手袋、ミトン及びミット(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)
6116.10		ープラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの (省 略)	6116.10		ープラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの (同 左)
6116.91		その他のもの	6116.91		その他のもの
6116.92		ー羊毛製又は織獣毛製のもの	6116.92		ー羊毛製又は織獣毛製のもの
6116.93		ー綿製のもの	6116.93		ー綿製のもの
6116.99		ー合成繊維製のもの	6116.99		ー合成繊維製のもの
		ーその他の紡織用繊維製のもの			ーその他の紡織用繊維製のもの

これまで6116.9に分類されていたものが、一部6116.10に移行

シャツ、シャツブラウス及びブラウス(第61類注、第62類注)

シャツ、シャツブラウス及びブラウスの定義を明確にするための改正。

詳細>>衣類が分類される61類及び62類において、シャツ、シャツブラウス及びブラウスの定義は同様の考え方に基づくが、現行の類注や解説書(Explanatory Notes)においては、その定義が一方にしかないもの等があることから、統一的な分類を確保するため、解説書に規定されている定義を類注に規定するとともに、61類・62類双方の類注に必要な定義を規定。

HS2022	HS2017
第61類 衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) 注 1～3 (省 略) 4 第61. 05項及び第61. 06項には、ウエストより下の部分にポケットのある衣類、裾にゴム編みのウエストバンドその他の絞る部分がある衣類及び少なくとも縦10センチメートル、横10センチメートルの範囲で数えた編目の数の平均値が編目の方向にそれぞれ1センチメートルにつき10未満である衣類を含まない。第61. 05項には、袖無しの衣類を含まない。 <u>「シャツ」及び「シャツブラウス」とは、長袖又は半袖を有し、ネックラインが一部又は全部開いている上半身用の衣類である。「ブラウス」とは、上半身用のゆつたりした衣類であり、袖無し及びネックラインが開いているものであるかないかを問わない。「シャツ」、「シャツブラウス」及び「ブラウス」は、襟を有するものを含む。</u> 5～10 (省 略)	第61類 (同 左) 注 1～3 (同 左) 4 第61. 05項及び第61. 06項には、ウエストより下の部分にポケットのある衣類、すそにゴム編みのウエストバンドその他の絞る部分がある衣類及び少なくとも縦10センチメートル、横10センチメートルの範囲で数えた編目の数の平均値が編目の方向にそれぞれ1センチメートルにつき10未満である衣類を含まない。第61. 05項には、袖無しの衣類を含まない。 (新 規) 5～10 (同 左)
第62類 衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。) 注 1～3 (省 略) 4 第62. 05項及び第62. 06項には、ウエストより下の部分にポケットのある衣類、裾にゴム編みのウエストバンドその他の絞る部分がある衣類を含まず、第62. 05項には、袖無しの衣類を含まない。 <u>「シャツ」及び「シャツブラウス」とは、長袖又は半袖を有し、ネックラインが一部又は全部開いている上半身用の衣類である。「ブラウス」とは、上半身用のゆつたりした衣類であり、袖無し及びネックラインが開いているものであるかないかを問わない。「シャツ」、「シャツブラウス」及び「ブラウス」は、襟を有するものを含む。</u> 5～10 (省 略)	第62類 (同 左) 注 1～3 (同 左) (新 規) 4～9 (同 左)

シャツ及びシャツブラウス(第61類注、第62類注)

総説と同じ内容を類注に。
ただし、ブラウスについては定義がなかったので62
類と同様に追加。

第61類 衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)

注

1～3 (省 略)

4 第61.05項及び第61.06項には、ウエストより下の部分にポケットのある衣類、裾にゴム編みのウエストバンドその他の絞る部分がある衣類及び少なくとも縦10センチメートル、横10センチメートルの範囲で数えた編目の数の平均値が編目の方向にそれぞれ1センチメートルにつき10未満である衣類を含まない。第61.05項には、袖無しの衣類を含まない。

「シャツ」及び「シャツブラウス」とは、長袖又は半袖を有し、ネックラインが一部又は全部開いている上半身用の衣類である。「ブラウス」とは、上半身用のゆつたりした衣類であり、袖無し及びネックラインが開いているものであるかないかを問わない。「シャツ」、「シャツブラウス」及び「ブラウス」は、襟を有するものを含む。

5～10 (省 略)

第62類 衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)

注

1～3 (省 略)

4 第62.05項及び第62.06項には、ウエストより下の部分にポケットのある衣類、裾にゴム編みのウエストバンドその他の絞る部分がある衣類を含まず、第62.05項には、袖無しの衣類を含まない。

「シャツ」及び「シャツブラウス」とは、長袖又は半袖を有し、ネックラインが一部又は全部開いている上半身用の衣類である。「ブラウス」とは、上半身用のゆつたりした衣類であり、袖無し及びネックラインが開いているものであるかないかを問わない。「シャツ」、「シャツブラウス」及び「ブラウス」は、襟を有するものを含む。

5～10 (省 略)

総説と同じ内容を
類注にも。

HS2017

第61類 (同 左)

注

1～3

4 第61.05項及び第61.06項には、ウエストより下の部分にポケットのある衣類、裾にゴム編みのウエストバンドその他の絞る部分がある衣類及び少なくとも縦10センチメートル、横10センチメートルの範囲で数えた編目の数の平均値が編目の方向にそれぞれ1センチメートルにつき10未満である衣類を含まない。第61.05項には、袖無しの衣類を含まない。

(新 規)

これはHS2022で新たに
設けた文言。

ブラウスの定義は、61類
総説には規定なし。(62
類総説のみに規定。)

6206項の解説(EN)には、
この定義があるが、6205
項の解説には規定なし。
→61類同様、6205項も
含む形で類注にも規定。

衣類及び衣類附属品(第62類)①

第62.01項及び第62.02項は、第61.01項及び第61.02項と構造が異なっていることから、規定を簡素化して整合化を図るもの。

HS2022		HS2017	
62.01	男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック(スキージャケットを含む。)、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品(第62. 03項のものを除く。) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) 6201.20 一羊毛製又は織獣毛製のもの 6201.30 一綿製のもの 6201.40 一人造繊維製のもの 6201.90 一その他の紡織用繊維製のもの	62.01	男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック(スキージャケットを含む。)、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品(第62. 03項のものを除く。) 一オーバーコート、レインコート、カーコート、ケープ、クロークその他これらに類する製品 6201.11 一羊毛製又は織獣毛製のもの 6201.12 一綿製のもの 6201.13 一人造繊維製のもの 6201.19 一その他の紡織用繊維製のもの 一その他のもの 6201.91 一羊毛製又は織獣毛製のもの 6201.92 一綿製のもの 6201.93 一人造繊維製のもの 6201.99 一その他の紡織用繊維製のもの (新 規) (新 規) (新 規) (新 規)



61.01	男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック(スキージャケットを含む。)、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第61.03項のものを除く。)
6101.20	一綿製のもの
6101.30	一人造繊維製のもの
6101.90	一その他の紡織用繊維製のもの

衣類及び衣類附属品(第62類)③

【参考】併せて第62.10項も改正

HS2022		HS2017	
62.10	衣類(第56. 02項、第56. 03項、第59. 03項、第59. 06項又は第59. 07項の織物類から製品にしたものに限る。) (省 略)	62.10	衣類(第56. 02項、第56. 03項、第59. 03項、第59. 06項又は第59. 07項の織物類から製品にしたものに限る。) (同 左)
6210.20	－その他の衣類(第62. 01項のものと同一種類のものに限る。)	6210.20	－その他の衣類(第6201. 11号から第6201. 19号までのものと同一種類のものに限る。)
6210.30	－その他の衣類(第62. 02項のものと同一種類のものに限る。)	6210.30	－その他の衣類(第6202. 11号から第6202. 19号までのものと同一種類のものに限る。)
6210.40	(省 略)	6210.40	(同 左)
6210.50	(省 略)	6210.50	(同 左)

仮設の日よけテント(第63.06項)

仮設の日よけテントの分類を明確にするための改正。

詳細>> 仮設の日よけテントが、第66.01項や第73.08項ではなく、第63.06項に分類されることを明確にするための改正。

66.01項 傘(つえ兼用傘、ビーチパラソルその他これらに類するものを含む。)

73.08項 構造物及びその部分品(鉄鋼製のものに限る。例えば、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり及び柱。第94.06項のプレハブ建築物を除く。)並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、型材、管その他これらに類する物品

分類を明確化



HS2022		HS2017	
63.06	ターポリン及び日よけ、テント(仮設の日よけテントその他これに類する物品を含む。)、帆(ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。)並びにキャンプ用品 (省 略) ーテント(仮設の日よけテントその他これらに類する物品を含む。) (省 略)	63.06	ターポリン及び日よけ、テント、帆(ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。)並びにキャンプ用品 (同 左) ーテント (同 左)

機 械 類

太陽エネルギー製品（第84類、第85類、第94類）①

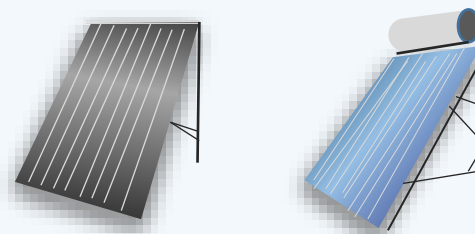
国際再生可能エネルギー機関の提案により、太陽エネルギー製品の分類を明確化。

詳細>> 太陽エネルギー製品の細分をすることにより、これらの製品の市場動向のモニタリングが可能となり、同製品の利用促進や太陽エネルギー生産量の把握・予測等に寄与することが期待される。また、分類を明確にすることにより、貿易円滑化にも寄与。

HS2022	
84.19	加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器（理化学用のものを含み、電気加熱式のもの（第85.14項の電気炉及びその他の機器を除く。）であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。）並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のものを除く。） －瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のものを除く。） （省 略） <u>8419.12</u> <u>――太陽熱温水器</u> （省 略）
85.01	電動機及び発電機（原動機とセットにした発電機を除く。） （省 略） －その他の直流電動機及び直流発電機（光発電機を除く。） （省 略） －交流発電機（光発電機を除く。） （省 略） <u>――直流光発電機</u> <u>8501.71</u> <u>――出力が50ワット以下のもの</u> <u>8501.72</u> <u>――出力が50ワットを超えるもの</u> <u>8501.80</u> <u>――交流光発電機</u>

太陽熱温水器

太陽光から得られた熱を伝えて直接水やその他の液体を温める装置

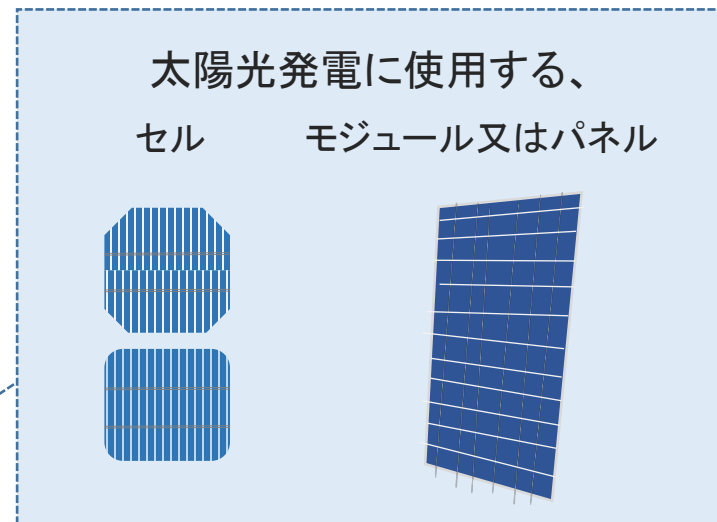


太陽光発電機



太陽エネルギー製品(第84類、第85類、第94類)②

HS2022	
85.41	半導体デバイス(例えば、ダイオード、トランジスター及び半導体ベースの変換器)、光電性半導体デバイス(光電池(モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。)を含む。)、発光ダイオード(LED)(<u>他の発光ダイオード(LED)と組み合わせてあるかないかを問わない。</u>)及び圧電結晶素子 (省 略) 一 光電性半導体デバイス(光電池(モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。)を含む。))及び発光ダイオード(LED) 8541.41 一 発光ダイオード(LED) <u>8541.42 一 光電池(モジュール又はパネルにしてないもの)</u> <u>8541.43 一 光電池(モジュール又はパネルにしてあるもの)</u> 8541.49 一 その他のもの (省 略)
94.05	照明器具及びその部分品(サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品(他の項に該当するものを除く。) (省 略) 一 その他の電気式の照明器具(他の号に該当するものを除く。) <u>9405.41 一 光発電性のもの(発光ダイオード(LED)光源とともに専ら使用するように設計されたものに限る。)</u> <u>9405.42 一 その他のもの(発光ダイオード(LED)光源とともに専ら使用するように設計されたものに限る。)</u> 9405.49 一 その他のもの



LED製品に係る改正と重複



3Dプリンター（第84.85項（新設））

3Dプリンター（積層造形用の機械）は、現行一つのHSコードに分類できないことから、これを分類する項及びその注を新設。

HS2022		HS2017
第84類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品 注 <u>10 第84.85項において「積層造形」（三次元印刷とも呼ばれる。）とは、材料（例えば金属、プラスチック又はセラミック）のレイヤリング及び固形化処理によるデジタルモデルをもととした物体の形成をいう。</u> <u>この部の注1及びこの類の注1のものを除くほか、同項に該当する機械は、同項に属するものとし、この表の他の項には該当しない。</u>		第84類（同 左） 注 （新 規）
84.85 <u>8485.10</u> <u>8485.20</u> <u>8485.30</u> <u>8485.80</u> <u>8485.90</u>	積層造形用の機械 <u>－メタルデポジット方式によるもの</u> <u>－プラスチックデポジット方式又はラバーデポジット方式によるもの</u> <u>－プラスターデポジット方式、セメントデポジット方式、セラミックデポジット方式又はガラスデポジット方式によるもの</u> <u>－その他のもの</u> <u>－部分品</u>	 （新 規） （新 規） （新 規） （新 規） （新 規） （新 規）

新設

新設

針状ころ軸受（第84.82項）

新たな軸受けの分類を容易かつ統一的にするため、定義を明確化。

詳細>> 現行の定義及び解説に正確には合致しない新たな軸受けが、締約国間で異なる項に分類されとの問題に直面している我が国産業界からの要望により、現行の軸受の規定を改正し、明確化を図る。

HS2022		HS2017	
84.82	玉軸受及びころ軸受 (省 略)	84.82	玉軸受及びころ軸受 (同 左)
8482.40	一針状ころ軸受 <u>(保持器と針状ころを組み合わせたものを含む。)</u>	8482.40	一針状ころ軸受
8482.50	一その他の円筒ころ軸受 <u>(保持器ところを組み合わせたものを含む。)</u> (省 略)	8482.50	一その他の円筒ころ軸受 (同 左)

スマートフォン(第85.17項)

スマートフォンは、単独のHSコードがなく貿易量の把握が困難なため、これを分類する号(及び号注)を新設するもの。

HS2022		HS2017	
第85類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品 注 1～4(省 略) 5 第85.17項において「スマートフォン」とは、自動データ処理機械の機能(例えば、複数のアプリケーション(サードパーティー製のものを含む。)のダウンロード及び作動の同時実行)を果たすように設計されたモバイルオペレーティングシステムを搭載した携帯回線網用の電話(デジタルカメラ、ナビシステムその他の機能を備えているかいないかを問わない。)をいう。 6～12 (省 略)		第85類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品 注 1～4(省 略) (新規) 6～12 (省 略)	
85.17	電話機(スマートフォン及び携帯回線網用その他の無線回線網用の<u>その他の</u>電話を含む。)及びその他の機器(音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網(例えば、ローカルエリアネットワーク(LAN)又はワイドエリアネットワーク(WAN))用の通信機器を含む。)(第84.43項、第85.25項、第85.27項及び第85.28項の送受信機器を除く。) 一 電話機(スマートフォン及び<u>その他の</u>携帯回線網用<u>その他の</u>無線回線網用の電話を含む。)(省略) <u>8517.13</u> <u>――スマートフォン</u> <u>8517.14</u> <u>――携帯回線網用その他の無線回線網用のその他の電話</u> (省 略)	85.17	電話機(携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。)及びその他の機器(音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網(例えば、ローカルエリアネットワーク(LAN)又はワイドエリアネットワーク(WAN))用の通信機器を含む。)(第84.43項、第85.25項、第85.27項及び第85.28項の送受信機器を除く。) 一 電話機(携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。)(同左) (新規) <u>8517.12</u> <u>――携帯回線網用その他の無線回線網用の電話</u> (同左)

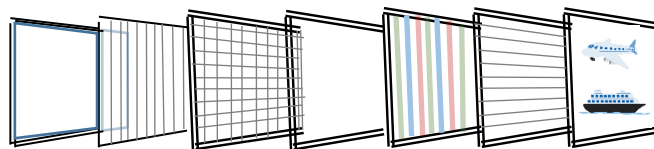
フラットパネルディスプレイ(第85.24項)

フラットパネルディスプレイモジュールは、様々なモニター等に組み込まれており、分類が統一されていない(注)ことから、第85類の注に同製品の定義を規定し、これを分類する第85.24項を新設。

(注)現在、フラットパネルディスプレイモジュールは、モニター・テレビジョン受像機器等(第85.28項)やその部分品(第85.29項)、測定機器(第90類)等に分類されている。

新設

フラットパネルディスプレイモジュールの構造
(液晶ディスプレイの例)



HS2022		HS2017	
85.24	フラットパネルディスプレイモジュール(タッチスクリーンが組み込まれているかいないかを問わない。) ードライバ又は制御回路を有しないもの 8524.11 ー液晶のもの 8524.12 ー有機発光ダイオード(OLED)のもの 8524.19 ーその他のもの ーその他のもの 8524.91 ー液晶のもの 8524.92 ー有機発光ダイオード(OLED)のもの 8524.99 ーその他のもの		(新 規)
85.28	モニター及びプロジェクター(テレビジョン受像機器を有しないものに限る。)並びにテレビジョン受像機器(ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。)	85.28	(同 左)
85.29	第85.24項から第85.28項までの機器に専ら又は主として使用する部分品 (省 略)	85.29	第85.25項から第85.28項までの機器に専ら又は主として使用する部分品 (同 左)
90.13	レーザー(レーザーダイオードを除く。)及びその他の光学機器(この類の他の項に該当するものを除く。) (省 略)	90.13	液晶デバイス(より特殊な限定をした項に該当するものを除く。)、レーザー(レーザーダイオードを除く。)及びその他の光学機器(この類の他の項に該当するものを除く。) (同 左)

類注において、「ディスプレイスクリーンが備え付けられた情報表示用のデバイス 機器(他の項に属する製品に、完成前に組み込まれるよう設計されたもの)」と、中間製品である旨定義。

類注において、同項には、「映像信号を変換する要素(例えば、スケーラーIC、デコーダーIC又はアプリケーションプロセッサ)や他の項の物品の特性を備えたディスプレイモジュールを含まない」旨規定。

第90類に含まれないことを明確化。

発光ダイオード(LED)、半導体デバイス(第85類、第94類)①

発光ダイオード(LED)：電気エネルギーを可視光線等に変換する半導体素材をもととした半導体デバイス。LED製品の分野は発展が早く、分類が不明確になりやすいことから、産業界からの要望を受け(EUの提案により)、分類を明確化。我が国産業界(日本照明工業会)とも密な協力体制の下、日本としても積極的に対応。なお、**LED照明**については、第94.05項にこれを分類する号を新設し、明確化。

半導体ベースの変換器：物理現象若しくは化学現象又は動作を電氣的信号に(又はその逆に)変換する等の固有の機能を果たす以下の半導体デバイス。現行HSには、明確な分類が存在しないことから、これらを分類する第8541.51号を新設するとともに、類注に定義を新設。

- ✓ **半導体ベースセンサー：**機械構造体の変位等によって生ずる物理量等を検出し、電気信号に変換。
- ✓ **半導体ベースアクチュエーター：**電気信号を物理的な動きに変換。 等

- ✓ **半導体ベース：**半導体基板上に形成若しくは製造されたもの又は半導体素材によつて作られたもので、半導体技術により製造されたもの
- ✓ **物理現象又は化学現象：**圧力、音波、加速度、振動、移動、方向、歪み、磁界強度、電界強度、光、放射能、湿度、フロー、化学物質濃度等の現象に関連するもの

発光ダイオード(LED)、半導体デバイス(第85類、第94類)②

あり

↑

制御回路

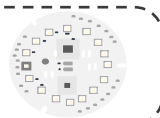
↓

なし

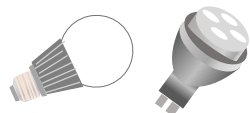
LED光源

(照明器具への
装着等のための)

キャップが
ないもの



キャップが
あるもの



LED基本部品

チップ/ダイ

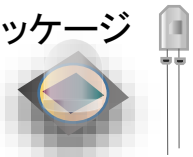


組み立て部品

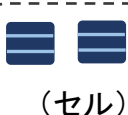
(基材に実装した
チップも含まれる)



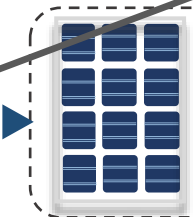
パッケージ



<太陽光発電>



(セル)

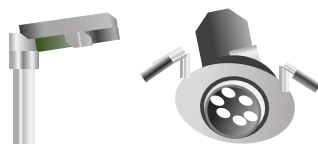


(モジュール
又はパネル)

LED照明 は第94類に分類。

照明器具を分類する第94.05項の
各号に以下の細分を新設。

- 発光ダイオード(LED)光源とともに専ら
使用するよう設計されたもの
- その他のもの



HS2022

85.39

フィラメント電球及び放電管(シールドビームランプ、紫外線ランプ
及び赤外線ランプを含む。)、アーク灯並びに発光ダイオード
(LED)光源

(省 略)

— 発光ダイオード(LED)光源

— 発光ダイオード(LED)モジュール

— 発光ダイオード(LED)ランプ

(省 略)

(新) 類注
11で定義

85.41

半導体デバイス(例えば、ダイオード、トランジスター及び半導体
ベースの変換器)、光電性半導体デバイス(光電池(モジュール又
はパネルにしてあるかないかを問わない。))を含む。)、発光ダイ
オード(LED)(他の発光ダイオード(LED)と組み合わせてあるかな
いかを問わない。))及び圧電結晶素子

(省 略)

— 光電性半導体デバイス(光電池(モジュール又はパネルにしてあ
るかないかを問わない。))を含む。))及び発光ダイオード(LED)

— 発光ダイオード(LED)

— 光電池(モジュール又はパネルにしてないもの)

— 光電池(モジュール又はパネルにしてあるもの)

— その他のもの

— その他の半導体デバイス

— 半導体ベースの変換器

— その他のもの

(省 略)

定義を類注に新
設し、明確化

HS2017

94.05

ランプその他の照明器具及びその部分品…(以下省略)

9405.10

— シャンデリアその他の天井用又は壁掛け用の電気式照明器具
(公共の広場又は街路の照明に使用する種類のものを除く。)

9405.20

— 卓上用、机上用、ベッドサイド用又は床置き用の電気式ランプ

9405.30

— クリスマスツリーに使用する種類の照明セット

9405.40

— 電気式のランプその他の照明器具(他の号に該当するものを除
く。)

9405.50

— 非電気式のランプその他の照明器具

9405.60

— イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類す
る物品

電気電子機器のくず(第85.49 項(新設))

バーゼル条約事務局の提案により、同条約で規制する廃棄物とHSコードを整合させ、モニタリングを容易とするため、これらを分類する項(第85.49 項)を新設するもの。電池や電子回路等を含む電気電子機器のくずが対象となる。

HS2022		HS2017	
85.48	機器の電気式部分品(この類の他の項に該当するものを除く。) 新設	85.48	一次電池又は蓄電池のくず、使用済みの一次電池及び蓄電池並びに機器の電気式部分品(この類の他の項に該当するものを除く。)
85.49	電気電子機器のくず ー一次電池又は蓄電池のくず並びに使用済みの一次電池及び蓄電池 ー鉛蓄電池のくず及び使用済みの鉛蓄電池 ーその他のもの(鉛、カドミウム又は水銀を含有するものに限る。) ー化学物質により分別されたもの(鉛、カドミウム又は水銀を含有しないものに限る。) ー分別されていないもの(鉛、カドミウム又は水銀を含有しないものに限る。) ーその他のもの ー主として貴金属の回収に使用する種類のもの ー一次電池、蓄電池、水銀スイッチ、陰極線管由来のガラスその他の活性化ガラス又はカドミウム、水銀、鉛若しくはポリ塩化ビフェニル(PCB)を含有する電気電子機器部品を含むもの ーその他のもの ーその他の電気電子機器を組み合わせたもの及び印刷回路基板 ー一次電池、蓄電池、水銀スイッチ、陰極線管由来のガラスその他の活性化ガラス又はカドミウム、水銀、鉛若しくはポリ塩化ビフェニル(PCB)を含有する電気電子機器部品を含むもの ーその他のもの ーその他のもの ー一次電池、蓄電池、水銀スイッチ、陰極線管由来のガラスその他の活性化ガラス又はカドミウム、水銀、鉛若しくはポリ塩化ビフェニル(PCB)を含有する電気電子機器部品を含むもの ーその他のもの		(新 規) (新 規) (新 規) (新 規)

電化製品、印刷回路基板などの電気電子機器には一次電池や蓄電池が含まれていることから、電気電子機器のくずの規制が行われており、HSコードをこれに整合させる。

「往復動機関」の文言削除(第87.02項、第87.03項、第87.11項)

現在製造されている自動車のエンジンは、ほぼ全て「往復動機関」(レシプロエンジン)であることから、「往復動機関に限る。」を削除するもの。(以下の赤字部分。)

HS2017	
87.02	10人以上の人員(運転手を含む。)の輸送用の自動車 (省 略)
8702.30	一駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関 (往復動機関に限る。) 及び電動機を搭載したもの (省 略)
87.03	乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに 限るものとし、第87.02項のものを除く。) (省 略)
	一その他の車両(ピストン式火花点火内燃機関 (往復動機関に限る。) のみを搭載したものに限る。) (省 略)
8703.40	一その他の車両(駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関 (往復動機関に限る。) 及び電動機を搭載したものに 限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。) (省 略)
8703.60	一その他の車両(駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関 (往復動機関に限る。) 及び電動機を搭載したもので、 外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。) (省 略)
87.11	モーターサイクル(モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わない。)、補助原動機付きの自転車 (サイドカー付きであるかないかを問わない。)及びサイドカー
8711.10	一シリンダー容積が50立方センチメートル以下のピストン式内燃機関 (往復動機関に限る。) 付きのもの
8711.20	一シリンダー容積が50立方センチメートルを超え250立方センチメートル以下のピストン式内燃機関 (往復動機関に限 る。) 付きのもの
8711.30	一シリンダー容積が250立方センチメートルを超え500立方センチメートル以下のピストン式内燃機関 (往復動機関に限 る。) 付きのもの
8711.40	一シリンダー容積が500立方センチメートルを超え800立方センチメートル以下のピストン式内燃機関 (往復動機関に限 る。) 付きのもの
8711.50	一シリンダー容積が800立方センチメートルを超えるピストン式内燃機関 (往復動機関に限る。) 付きのもの (省 略)

自動車用の窓(第87.08項)

自動車産業における製造技術の進歩・発展により、加熱機能を有する窓の分類が不明確であることから、第70類に属する自動車用の安全ガラスと、第87類に属する自動車の部分品及び附属品との境界を明確にするための改正。

併せて、自動車用の窓が第87類に属することについても明確化。

HS2022

第70類 ガラス及びその製品

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a)～(c)(省 略)

(d)フロントガラス(風防)、後部の窓及びその他の窓
(枠付きのもので、第86類から第88類までの物品用のものに限る。)

(e)フロントガラス(風防)、後部の窓及びその他の窓
(枠付きであるかないかを問わず、加熱装置又はその他の電氣的若しくは電子的装置を自蔵する第86類から第88類までの物品用のものに限る。)

(f)～(i)(省 略)

(省 略)

新設

HS2022

第87類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品

注

1～4 (省 略)

号注

1 第8708.22号には、次の物品のみを含む。

(a)フロントガラス(風防)、後部の窓及びその他の窓(枠付きのものに限る。)

(b)フロントガラス(風防)、後部の窓及びその他の窓(枠付きであるかないかを問わないものとし、加熱装置又はその他の電氣的若しくは電子的装置を自蔵するものに限る。)

ただし、第87.01項から第87.05項までの自動車に専ら又は主として使用するものに限る。

新設

87.08

部分品及び附属品(第87.01項から第87.05項までの自動車のものに限る。)

(省 略)

一車体(運転室を含む。)のその他の部分品及び附属品
(省 略)

8708.22

一一この類の号注1のフロントガラス(風防)、後部の窓及びその他の窓

(省 略)

無人航空機(ドローン)(第88.06項及び第88.07項(新設))

ドローン及びその部分品を分類する項を新設。

併せて、第95類の玩具にドローンが含まれないことを明確化。

新設

新設

HS2022

第95類 玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a)～(o)(省略)

(p)無人航空機(第88.06項参照)

(q)～(x)

(省略)

HS2022

第88類 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品

注

1 この類において、「無人航空機」とは、第88.01項の物品を除き、操縦士が搭乗せずに飛ぶように設計した航空機をいう。無人航空機には、積載物を運搬するように設計したもの又は恒久的に組み込まれたデジタルカメラ若しくは飛行中に実用的機能を発揮可能なその他の装置を装備したものを含む。

ただし、無人航空機には、専ら娯楽用に設計された飛行する玩具を含まない(第95.03項参照)。
号注 1 (省略)

2 第8806.21号から第8806.24号まで及び第8806.91号から第8806.94号までにおいて、「最大離陸重量」とは、その航空機が正常に離陸できる重量の最大値(積載物、装置及び燃料の重量を含む。)をいう。

88.02 その他の航空機(例えば、ヘリコプター及び飛行機。第88.06項の無人航空機を除く。)並びに宇宙飛行体(人工衛星を含む。)及び打上げ用ロケット

88.06 無人航空機

8806.10 一旅客の輸送用に設計したもの

一その他のもの(遠隔制御飛行専用のものに限る。)

8806.21 一最大離陸重量が250グラム以下のもの

8806.22 一最大離陸重量が250グラムを超え7キログラム以下のもの

8806.23 一最大離陸重量が7キログラムを超え25キログラム以下のもの

8806.24 一最大離陸重量が25キログラムを超え150キログラム以下のもの

8806.29 一その他のもの

一その他のもの

8806.91 一最大離陸重量が250グラム以下のもの

8806.92 一最大離陸重量が250グラムを超え7キログラム以下のもの

8806.93 一最大離陸重量が7キログラムを超え25キログラム以下のもの

8806.94 一最大離陸重量が25キログラムを超え150キログラム以下のもの

8806.99 一その他のもの

88.07 部分品(第88.01項、第88.02項又は第88.06項の物品のものに限る。)

8807.10 一プロペラ及び回転翼並びにこれらの部分品

8807.20 一着陸装置及びその部分品

8807.30 一飛行機、ヘリコプター又は無人航空機のその他の部分品

8807.90 一その他のもの

電離放射線関連機器(第90.22項)

医療機器に係る技術革新を反映させ、アルファ線、ベータ線又はガンマ線以外の電離放射線を使用した機器を含めるための改正。

HS2022		HS2017	
90.22	エックス線、アルファ線、ベータ線、ガンマ線その他の電離放射線を使用する機器(放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。)、高電圧発生機、制御盤、スクリーン並びに検査用又は処置用の机、椅子その他これらに類する物品及びエックス線管その他のエックス線の発生機 (省 略) ーアルファ線、ベータ線、ガンマ線その他の電離放射線を使用する機器(放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。) (省 略)	90.22	エックス線、アルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機器(放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。)、高電圧発生機、制御盤、スクリーン並びに検査用又は処置用の机、<u>いす</u>その他これらに類する物品及びエックス線管その他のエックス線の発生機 (同 左) ーアルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機器(放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。) (同 左)

お問い合わせ先

今次改正(HS2022)に関するお問い合わせのための専用メールアドレス

tyo-gyomu-hs2022kaisei@customs.go.jp

又は下記連絡先(各税関 関税鑑査官部門)

税関	電話番号	メールアドレス
函館税関	0138-40-4716	hkd-gyomu-kansa@customs.go.jp
東京税関	03-3529-0700	tyo-gyomu-info@customs.go.jp
横浜税関	045-212-6156	yok-kansakan@customs.go.jp
名古屋税関	052-654-4139	nagoya-gyomu-kansa@customs.go.jp
大阪税関	06-6576-3371	osaka-bunrui@customs.go.jp
神戸税関	078-333-3118	kobe-bunrui@customs.go.jp
門司税関	050-3530-8373	moji-kansakan@customs.go.jp
長崎税関	095-828-8669	nagasaki-kansakan@customs.go.jp
沖縄地区税関	098-862-8692	oki-9a-bunrui@customs.go.jp

輸入者の皆様へ

貨物が関税率表のどこに分類されるか、
また、税率が知りたい場合には…



関税分類の「事前教示制度」をご利用ください！

「事前教示制度」とは？

輸入を予定している貨物の関税分類を**文書で照会し、文書で回答を受ける**、輸入者の方にとって**様々なメリット**のある制度です。
例えば…

- **事前の計画性** 実際の貨物の資料等があれば、貨物の輸入前に関税率がわかります。
原価計算が確実にでき、輸入計画や販売計画が立てやすくなります。
- **迅速な通関** 貨物の到着前に文書による回答を受けることで、税関での輸入時の審査時間が短縮され、貨物の通関・引取りが早くなります。
- **分類の安定性** 文書による照会の回答内容は、照会された貨物の輸入通関審査に際して、原則3年間尊重されます。（同じ貨物なら、何度でも有効です。）
- **分類の公平性** 文書による照会の回答内容は、すべて登録番号で管理されているので、全国どこの税関で輸入申告しても、通関審査の際に尊重されます。

事前教示制度の詳細はこちら！
または「事前教示 分類」で検索



照会書に**必要事項を記入**の上、**・貨物のサンプル・写真・原材料・加工工程の分かるもの**等貨物の参考となる資料を添えてご提出いただければ手続きできます。

事前教示様式
はこちら！



「事前教示に関する照会書 (C-1000)」

照会を受付けてから、**30日以内の極力早期の回答**に努めます。

照会は口頭や電子メールでも可能です。
ただし、この場合は輸入申告時の審査では「参考」となり、事前教示のメリットは少なくなります。（次ページ参照）

お問い合わせは、
お近くの税関の関税鑑査官までお願いいたします。



文書による事前教示は、**口頭照会とは異なり**、輸入通関審査に際して、**尊重**されます。
口頭照会との違いを具体的にご紹介します！

口頭照会の場合…

① 工事現場で使う「**ゴム手袋**」は、輸入する時、
関税ってかかるのかな？ 電話で聞いてみよう！



輸入者

② 「**ゴム製手袋**」
は関税がかかりますか？



③ 「**ゴム製手袋**」
であれば、関税
は**無税**です。



税関
(鑑査官部門)

④ 関税が無税 ということで輸入してみると…



輸入者

⑤ これは、ゴム製ではなく
「**綿製手袋にゴムを塗布したもの**」
なので、**有税**です！



税関
(通関部門)

⑥ え~~~~~!!!
電話で聞いたのに！

口頭での商品説明に基づく回答ですので、輸入通関の際は
単なる参考情報にすぎません。(メール照会も同様です。)

「文書による事前教示」のメリット

① 初めての輸入なので、**文書で関税分類の照会**を
したいのですが…



輸入者

事前教示に関する照会書

照会者：財務商事㈱
品 名：綿製手袋
型 番：GLOBE-2
照会貨物の説明
製 法：**綿糸で編んだ手袋の
表面にゴムを塗布したもの**
用 途：作業用
包 装：1 ダース／箱

② 照会書を提出



税関
(鑑査官部門)

事前教示回答書

税 番：6116.10-161
税 率：**協定 7.4%**
特 恵：Free (無税)
品 名：綿製手袋
概 要：**綿製手袋に滑り止め
のゴムを塗布したもの**

④ 回答

③ こちらが**回答書**になります。輸入申告の際に、NACCS
の「事前教示(品目)」欄に回答書番号を入力するか、申告
書類に添付して提出して下さい。
全国どこで輸入されても有効なので、安心して下さい！

文書教示の回答内容は、**全国の税関において**、輸入通関審査
に際して**原則3年間尊重**されるので、税関での輸入時の審査時
間が短縮され、**貨物の通関・引取りが早くなります！**

ご清聴ありがとうございました。

※当説明資料は相応の注意を払って作成しておりますが、実際の項、号、統計細分の規定については、今次改正の根拠となる法律、告示をご参照いただけますようお願いいたします。

関税定率法等の一部を改正する法律(令和3年法律第12号)

<https://www.customs.go.jp/kaisei/horitsu.htm>

輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件(令和3年財務省告示第267号)

<https://www.customs.go.jp/kaisei/kokuji.htm>